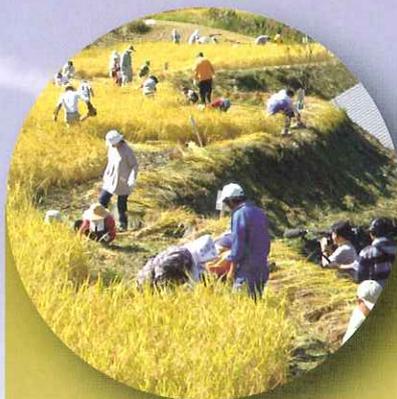


新たな地域コミュニティ組織づくり

GuideBook

ガイドブック

～「手づくり自治区」をつくろう～



平成19年4月

中山間地域づくりの推進に関する市町・県職員研究会
山口県地域振興部中山間地域づくり推進室

はじめに

本県の中山間地域は、過疎化、高齢化が進行し、これまで、地域の皆さんの生活を支え合ってきた集落では、その戸数が減少し、地域活動の継続が難しくなったところも多く、ついには無住化した集落も生じ始めました。

こうした深刻な事態に対応するため、「山口県中山間地域づくりビジョン」では、新たな地域コミュニティを形成することが地域づくりの基本となるものと考え、集落を守り維持していきながら、新しい組織を創り上げ、多くの住民や団体参加のもとに、地域が抱える様々な課題を克服し、活力のある地域社会を築いていくことを、最も重要な施策としています。

しかしながら、県内には、こうした事例が少ないため、「新たなコミュニティ組織のイメージがわかりにくい」「どうやって進めたらよいかわからない」等といった意見が多く寄せられました。

このため、平成18年度に、市町と県の職員による「中山間地域づくりの推進に関する市町・県職員研究会」を設置し、本県の実情に即したコミュニティの組織化や自立的な運営方法等に関して、調査研究を進めてきました。

このガイドブックは、この研究会における成果として、新たな地域コミュニティ組織づくりの必要性やイメージをできるだけわかりやすく整理し、事例も紹介しながら、具体的な取組の参考となるように心がけました。

また、本誌作成に当たり、山口県立大学大学院教授小川全夫先生、明治大学教授小田切徳美先生の御監修をいただきました。誌上を借りて御礼申し上げます。

県内の市町における検討や地域での話し合いなどにお役に立てていただければ幸甚です。

山口県地域振興部

中山間地域づくり推進室長

山 部 哲 郎

山口県中山間地域づくりビジョン
新たな地域コミュニティ組織づくりガイドブック
～「手づくり自治区」をつくろう～ 目次

1	今、なぜ「新たな地域コミュニティ組織なのか」	1
<1>	今、中山間地域では一集落を取り巻く課題	1
<2>	地域課題を解決する組織づくりの必要性	3
2	「新たな地域コミュニティ組織」づくりに向けて	4
<1>	中山間地域の維持・活性化を図る「仕組みづくり」	4
<2>	集落の機能低下を広域で支えあう「仕組みづくり」	5
<3>	地域のやる気を引き出す「仕組みづくり」	7
<4>	住民主体の地域づくりを進めるための「仕組みづくり」	8
<5>	行政と協働で進めるための「仕組みづくり」	9
<6>	「手づくり自治区」をめざそう	10
3	「手づくり自治区」とはー具体像なイメージー	11
<1>	手づくり自治区の組織イメージ	11
<2>	手づくり自治区のエリア設定	12
<3>	手づくり自治区と集落との関係	13
4	みんなで「手づくり自治区」をつくろう	14
<1>	立ち上げの準備をしよう（「参加の場」づくり）	14
<2>	準備会等をつくり、具体的に検討しよう	17
<3>	工夫して組織リーダーを確保しよう 「個」から「群」へ	18
<4>	地域外の力も活用してみよう	19
5	地域の将来計画（「地域の夢プラン」）をつくろう	20
<1>	「地域の夢プラン」の必要性	20
<2>	地域の魅力と課題を見つけよう	21
<3>	アイデアを出し合い、将来の夢を形にしてみよう	23
<4>	経済的な基盤づくりも同時に考えよう	26
6	「地域の夢プラン」を実践しよう	27
<1>	夢プランの実践に向けて	27
<2>	「手づくり自治区」の組織形態	30
<3>	「手づくり自治区」活動のステップアップ	32
7	「手づくり自治区」への行政支援	34
<1>	推進体制の整備	34
<2>	新たな助成制度の創設等	35
<3>	住民自治を促進する条例の制定	35

事例編

事例1 地域振興会による「住民自治のまちづくり」……………	36
（広島県安芸高田市川根振興協議会）	
事例2 住民が参加する「近代的いなか社会」の実現を目指す ……	42
（山口市仁保 仁保地域開発協議会）	
事例3 快適・やすらぎの里・いきいき松本の里づくり ……	47
（大分県宇佐市安心院町松本集落）	

資料編

1 本県の中山間地域づくりの基本方向 ……	52
〈1〉中山間地域について ……	52
〈2〉山口県中山間地域づくりビジョンについて ……	54
〈3〉山口県中山間地域振興条例とコミュニティ ……	60
〈4〉国土形成計画とコミュニティについて ……	61
2 中山間地域の集落、地域づくりの課題……………	62
〈1〉集落の減少 ……	62
〈2〉集落機能の低下 ……	64
〈3〉集落運営の停滞 ……	66
〈4〉地域の「誇り」の空洞化 ……	68
〈5〉市町村合併に伴う旧町村の周辺部化 ……	69
〈6〉地域活動の範囲 ……	71
3 「手づくり自治区」活動による住民意識の変化……………	72
〈1〉地域活力の維持 ……	72
〈2〉くらしの満足度向上への期待 ……	73
4 「手づくり自治区」活動に役立つ制度・事業等……………	74
中山間地域づくりの推進に関する市町・県職員等研究会について ……	82

1

今、なぜ「新たな地域コミュニティ組織」なのか

〈1〉今、中山間地域では一集落を取り巻く課題一

1 集落機能が低下し、集落減少が始まっています

- 本県の中山間地域は、急激な人口の減少が進み（人の空洞化）、その結果、担い手の不足による耕地面積の減少（土地の空洞化）が進んできました。
- 集落では、小規模化・高齢化が進み、また、地域を引っ張るリーダーが不足し、これまで集落単位で活動していた共同作業や、子ども会、青年団などの地域活動や伝統行事の実施や困難になるなど集落機能が低下しています。
- さらに、近年では、とうとう人が住まなくなった集落も出現し、集落自体が減少し始めるという深刻な事態となっています。（ムラの空洞化）

2 集落活動が停滞し、地域への愛着心も薄まっています

- これまでは、人々が共に支え合いながら、生産活動と生活を営んできましたが、近年の農林漁業の低迷や地区外への就労、生活様式の多様化などにより、生活や生産面でのつながりが薄らぎ、集落活動の停滞が生じています。
- また、若い人ほど、地域に住み続けたいという思いを持つ人が少なくなり、地域に対する「誇り」も弱まる傾向があります。（「誇り」の空洞化）
- しかしながら、地域が寂れることへのあきらめの一方で、みんなで話し合い、行動することの重要性を指摘する人も存在します。

3 これまでの地域づくりは、どちらかといえば行政主導型でした

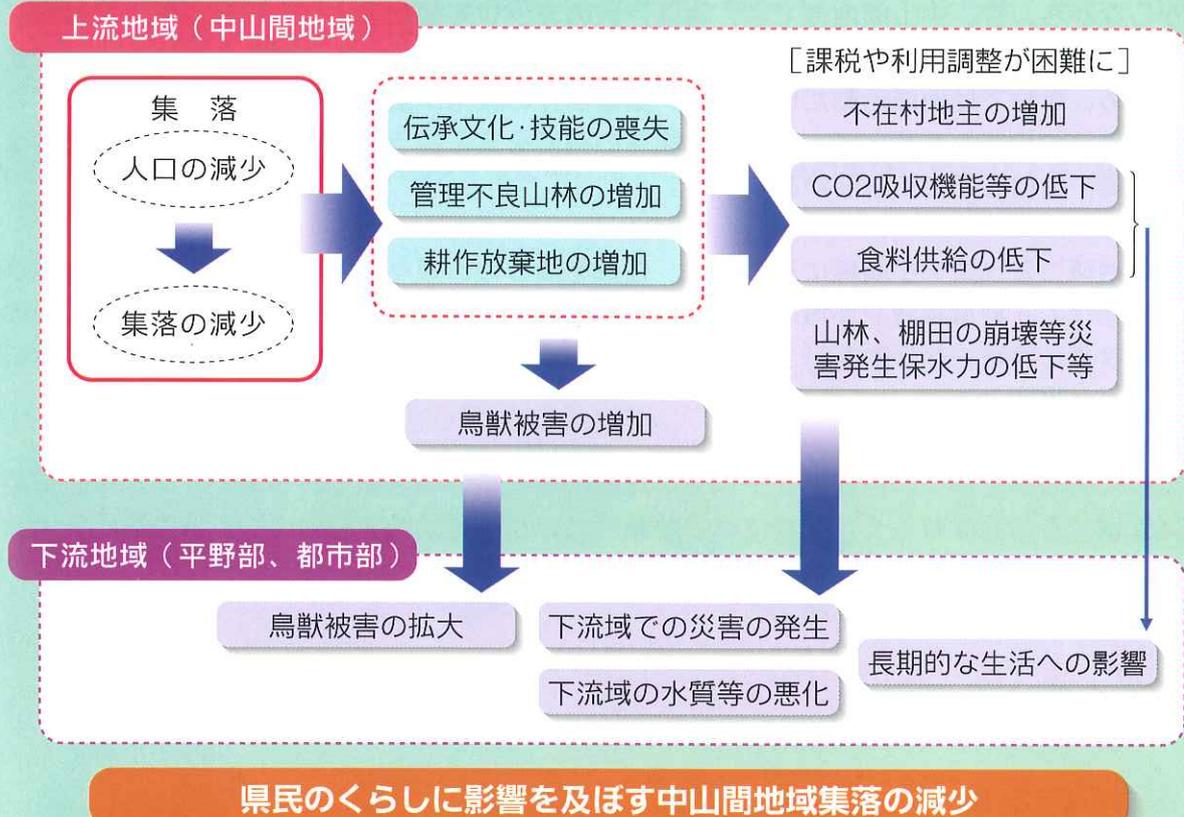
- 地域、集落には各種の組織や役職があり、行政施策の関連で組織化されたものも多く、縦割りで運営されている傾向があります。また、地域の課題も多様化する中で、一律に対応を求めることが困難になってきています。

4 市町村合併に伴い、周辺部の活性化は重要な課題となっています

- 本県のほとんどが「市+町村」という合併パターンであり、その結果、典型的な中山間地域を多く抱える旧町村の多くは、新市町の周辺部に位置することとなりました。周辺部の地域では、その声が届きにくくなるのではとの懸念が生じるとともに、新しい市町にとっては、合併を契機とした新たなまちづくりが求められています。

中山間地域集落の減少が及ぼす影響

中山間地域の集落の減少は、山林、農地管理の不良等を生じ、ひいては県民の生活に影響を及ぼします。



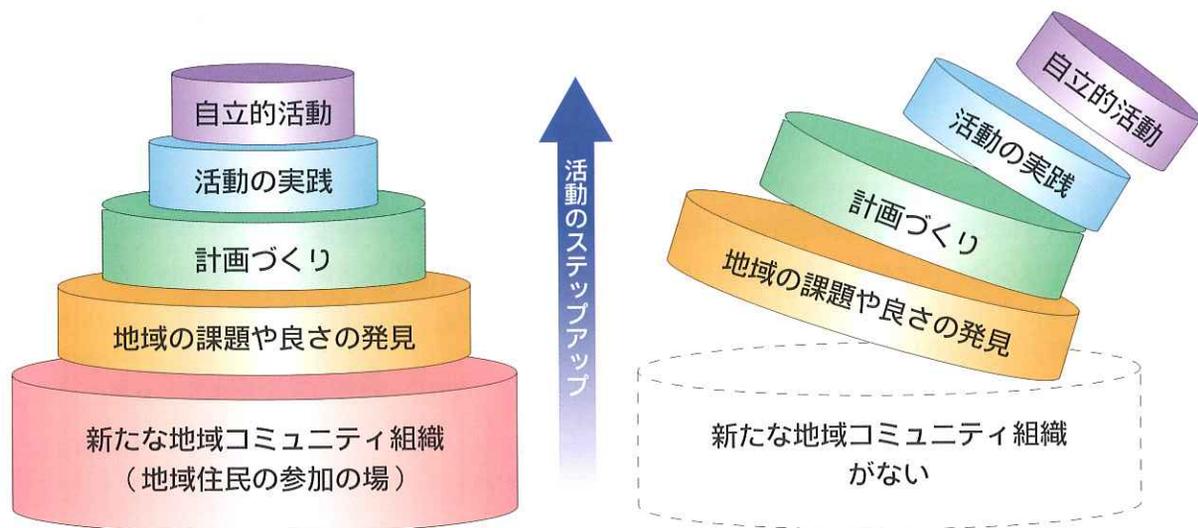
本ガイドブックでは、以下の「集落」の定義を活用しています。

- **過疎地域等における集落の状況調査（平成11年,平成18年）における「集落」**
一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位
- **農林業センサスにおける「農業集落」**
市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結びついた社会生活の基礎的な地域単位のこと

※中山間地域を取り巻く課題は資料編（P62以降）に整理しました。

〈2〉 地域課題を解決する組織づくりの必要性

- 地域社会は、個人、家族、グループ、団体、役所などの多くの主体が支え合い、つながりを持ちながら、共同体を形成しています。こうした「地域コミュニティ」のうち、最も小さな単位は集落であり、集落ごとに様々な地域活動が維持されてきました。
- しかしながら、今、中山間地域では、集落戸数の減少や高齢化により、伝統行事や冠婚葬祭、道普請などの共同作業が困難になるなど、集落機能が低下している地域も多くなっています。このため、単独では地域活動だけでなく、集落自体の維持が困難となる地域に対しては、これまでの集落の枠組みを超えて、広域的に集落の機能を支え合うような、「新たな地域コミュニティ組織」を創っていく必要があります。
- 新たな地域コミュニティ組織においては、住民をはじめ、様々な団体が協働・連携をしながら、地域をあげて、地域課題や地域の良さの再発見を行い、地域の将来計画づくりを行い、その実現に向けて、実践的な活動を行うことにより、自立と自覚と責任を持った取組となるように進めることが重要です。
- こうした取組は、多くの住民等が少しずつ理解を深めていく活動であるため、なかなか短期間では実現することは難しく、なかには、組織づくりから自立的な活動に到るまで数年～十数年を要することもあります。このため、集落機能の低下等基礎体力の落ちた中山間地域では、出来るだけ早く取り組む必要があります。



〈資料 中国地方中山間地域づくり協議会〉

2

「新たな地域コミュニティ組織」づくりに向けて

〈1〉中山間地域の維持・活性化を図る「仕組みづくり」

■ 「新たな地域コミュニティ組織」を形成し、効率的に運営していくためには、まず、地域集落が抱える諸課題を解決するために、地域ぐるみの「新たな仕組み」を創っていくことが重要です。

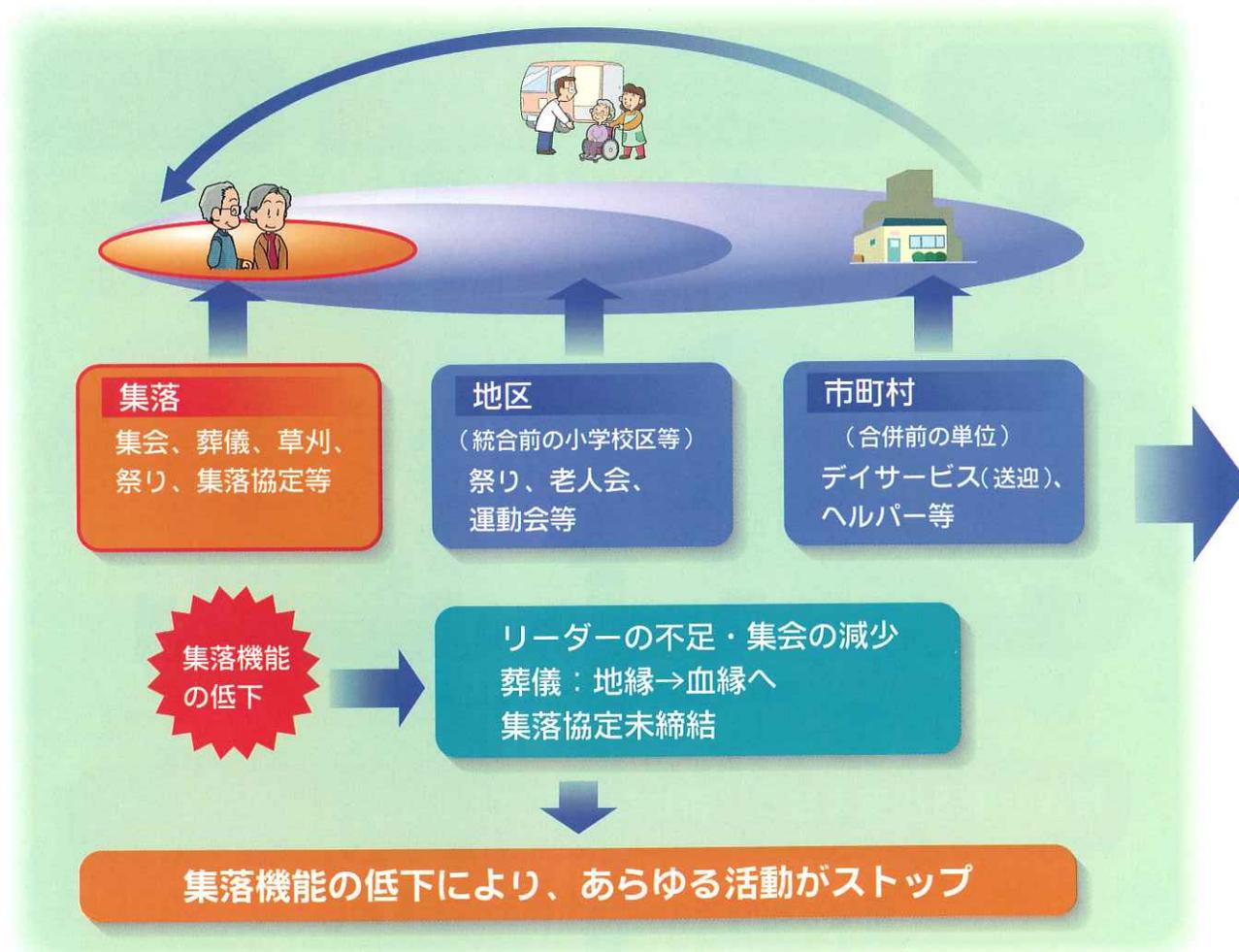
■ 具体的には次のような課題に対応するため、それぞれの地域の実情に応じた「4つの仕組み」が必要です。



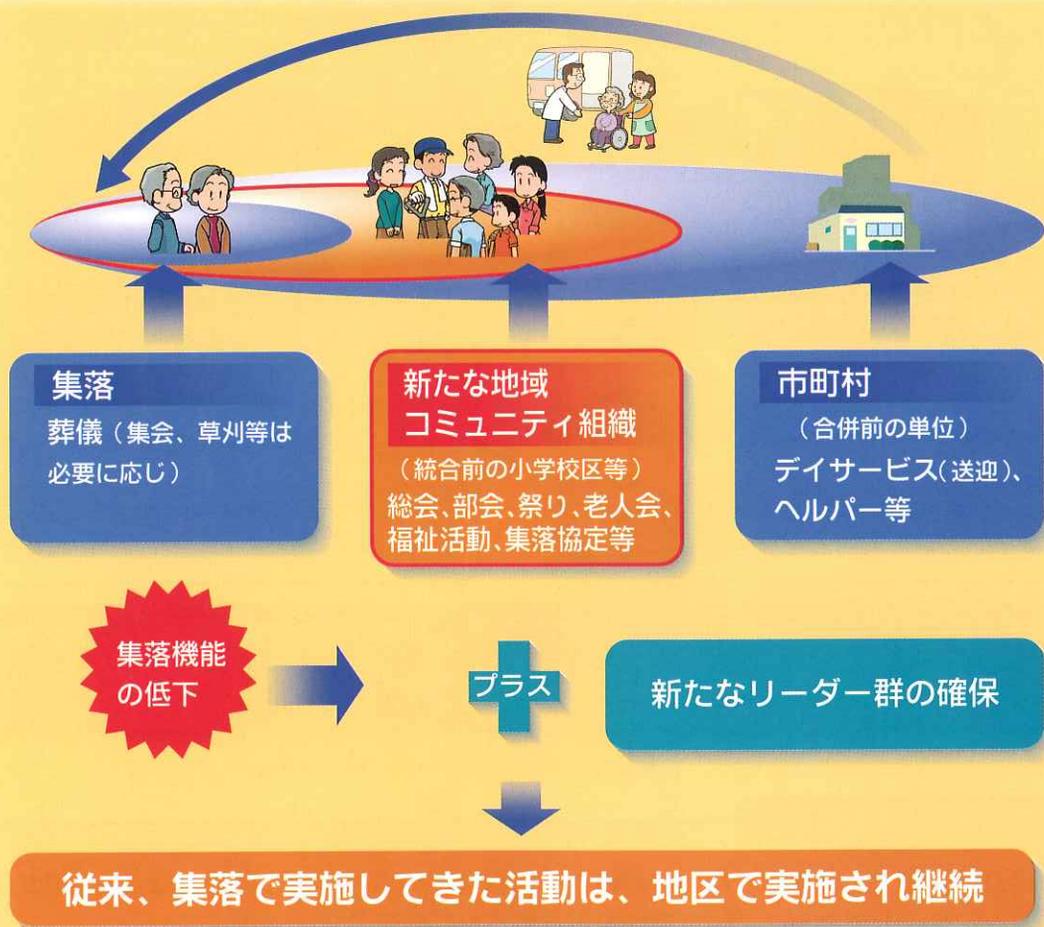
〈2〉 集落の機能低下を広域で支え合う「仕組みづくり」

- 低下した集落の機能を、複数の集落による、広域的な地区で支え合うことにより、地域活動だけでなく集落自体を維持することが可能となります。
- また、地区が広域的になることから、単独の集落よりは、地域づくりの担い手の確保が比較的容易になり、さらに各種施設や様々な資源を有効に活用することができます。
- 「新たな地域コミュニティ組織」は、それぞれの集落や各種団体等の活動を否定するものではなく、広域的な地域で連携をすることにより、それぞれの集落の課題や各種団体の活動を共有することで、単独ではできない課題の解決に向けて、効率的な取組が可能となるものです。

集落を主体とした地域運営（これまで）



新たな地域コミュニティ組織（これから） ● 集落を超える新たな地域運営組織

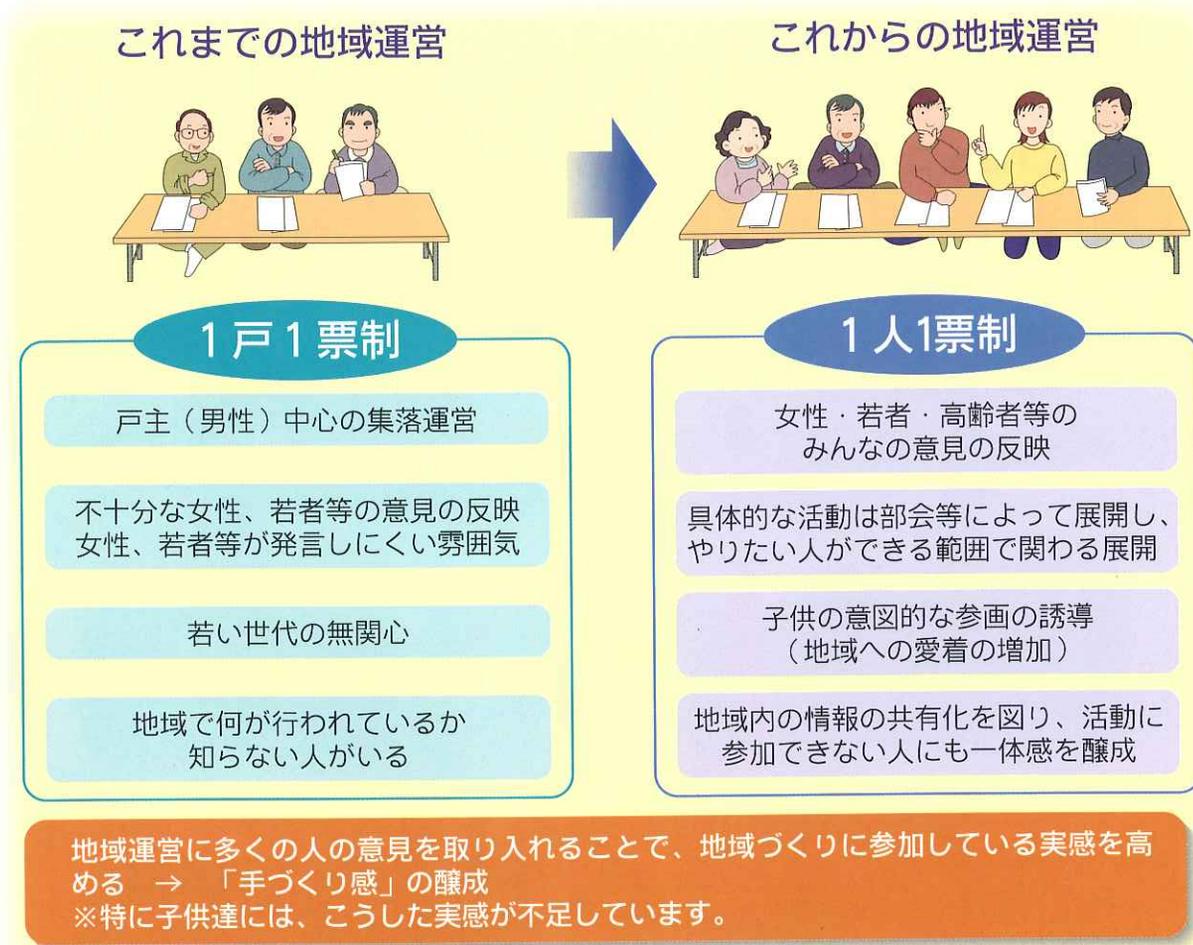


資料) 中国地方中山間地域振興協議会

〈3〉 地域住民のやる気を引き出す「仕組みづくり」

- これまでの集落等の運営は、戸主（男性）主体に行われていましたが（「1戸1票」制）、女性や若者等の意見が反映されない、会合での決定事項を皆が知らない等の課題がありました。
- 新たな地域コミュニティ組織の運営においては、女性、若者、高齢者といった各個人の意見や知恵が反映され、地域のやる気を引き出せるよう「総世代参加型」の地域運営を行うことが重要です。（「1人1票制」）

◇ 「1戸1票制」から「1人1票制」



1人1票制を推進するために

生活様式の多様化で人が集まらない、男性の中では女性の意見が出しにくいなどの現状の中で、「多くの人の関心を高め」、「隠れた声を引き出す」ための手法

- 集落点検活動などの ワークショップ活動
- 個人アンケート（戸主に聞くアンケートでなく、世帯員個別に質問を行うアンケート）
- 部会制、委員会制の活用
- ◆世代別部会、女性部会づくり
- ◆目的別（防災、子育て支援等）の部会づくり

〈4〉住民主体の地域づくりを進めるための「仕組みづくり」

■ 地域のことを最も良く知っているのは住民自身であり、住みよい地域を創っていくために、地域課題の解決や地域の夢の実現に向けて、住民が主体的に取り組むことで、地域のニーズに根ざした活動を進めることができます。

これまでの地域づくり

集落住民の生活様式の多様化で
行事等への参加が難しくなってきた

戸主（男性）中心の集落運営
不十分な女性・若者等の意見の反映
若者等の活動への不参加

どちらかと言えば
行政主導型の地域づくり

地域内縦割り組織による連携不足

財政的な制約に伴う効率的な行政支援

合併に伴う周辺地の活力維持

これからの地域づくり

多様な生活形態に応じ、
みんなが参加できる柔軟な組織運営

女性・若者・高齢者等の意見の反映
子供の意図的な参加（地域への愛着づくり）
→「総世代参画」

地域のことを最も良く知る住民自身による
「自ら考え、行動する」地域づくり

各種の施策が連携した総合的な取り組み

住民、行政双方が納得しながら
支援のあり方を合意

「住民自治」の取組

しかし

各地域の特性（人材、歴史、資源、
地形等）や熟度は、地域ごとに
差がある

こらからの活動を機能低下しつ
つある単独集落で進めるのは難
しい

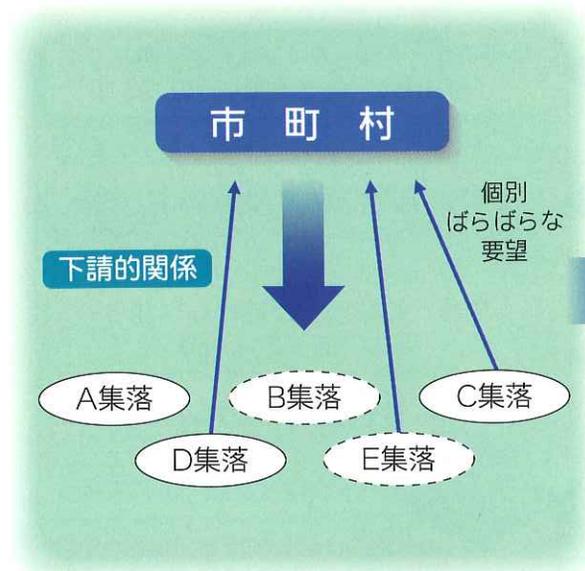
各地域の特色に基づき、住
民自らが「手づくり」で進
めることが必要

集落を超える「新たな組織」
づくりによる人材の集積が
必要

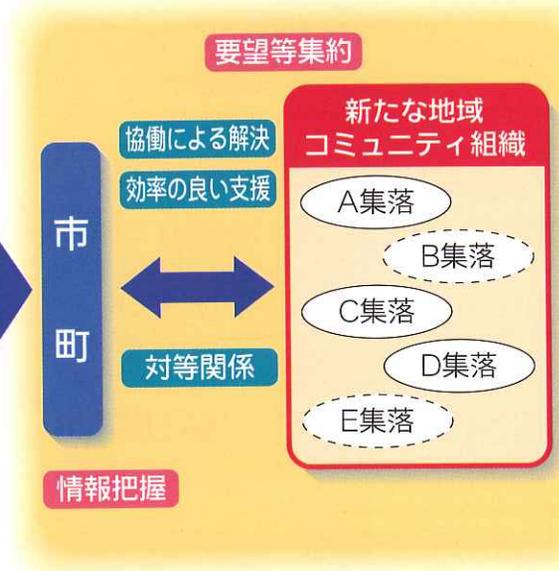
〈5〉 行政と協働で進めるための「仕組みづくり」

- 市町は、厳しい財政状況の下で、地域づくりへの効率の良い支援が求められており、また、市町村合併の進展に伴い、区域内の集落数が大幅に増加した市町もある中で、各地域のバランスのとれた発展を進める必要があります。
- これまでの集落は、行政の末端組織として位置づけられてきた面もある一方で、行政に対しては、集落が個別に意見、要望等を行ってきましたが、新たな地域コミュニティ組織においては、地域住民主体の取組を進め、行政との対話を重ねながら対等な立場で、協働して地域づくり活動を進めることが重要です。

これまでの行政との関係



これからの行政との関係



〈6〉「手づくり自治区」をめざそう

■ 新たな地域コミュニティ組織は、地区内の各集落で構成し、営農組織や防災組織、農協、商工会、老人会、婦人会、NPOなど様々な団体・機関とも連携しながら、広域的に地域を支えると共に、地域の課題を地域で解決するため、総合的な活動ができる組織です。

■ こうした組織を創り上げるためには、地域の人たち自らが当事者意識を持って、行政とも協働しながら、仲間と共に地域を挙げて“手づくり”で自ら未来を切り開く地域づくり活動を進めることが重要です。

■ 本県では、こうした観点から「新たな地域コミュニティ組織」を

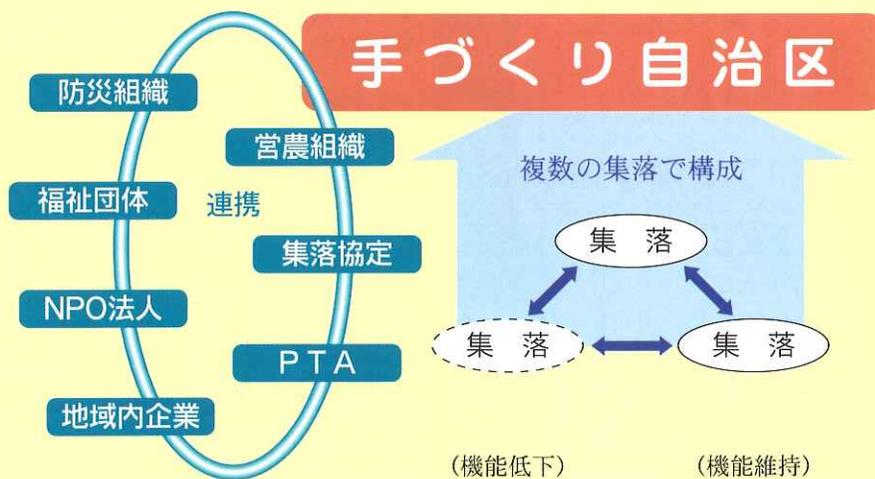
手づくり自治区

と称し、県内各地域での自主的、主体的な取組を促進していきます。

◎ 「新たな地域コミュニティ組織 = 手づくり自治区」

(山口県中山間づくりビジョン掲載イメージ)

統合前の小学校区や大字等の範囲



3

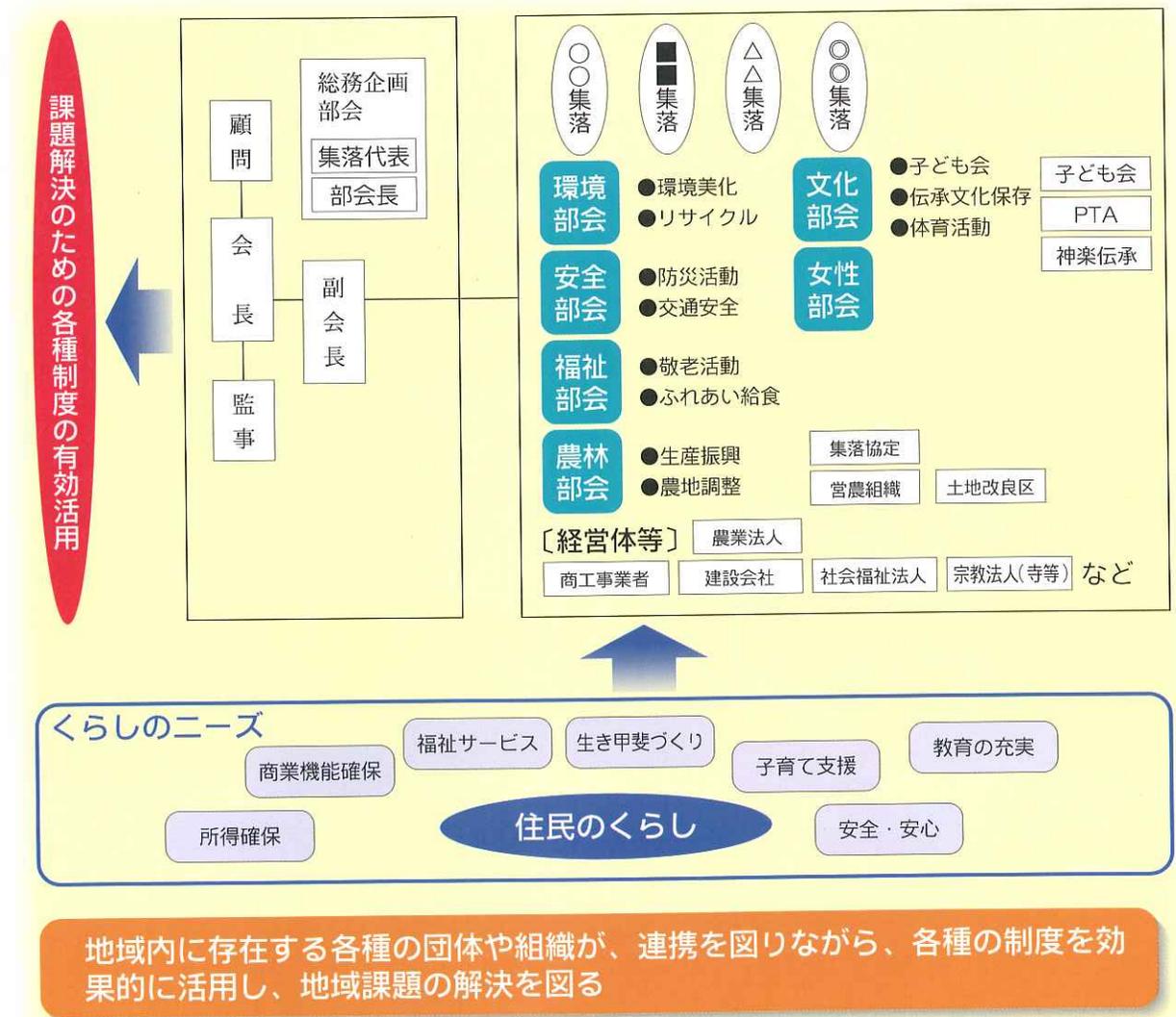
「手づくり自治区」とは—具体的なイメージ—

「手づくり自治区」の先駆的な取組は、すでに県内外で開始されています。地域の維持・活性化という目標を達成するために、地域の実情に即した取組が何よりも重要ですが、先駆的な取組には、その組織形態や運営方法等の共通する特徴が見られます。

〈1〉手づくり自治区の組織イメージ

- 住民の「暮らし」から発生する課題は、様々であり、相互に関連している分野も多く「地域のことをできるだけ地域で解決するための活動」を総合的に進める必要があります。
- このため、「手づくり自治区」では、環境部会、福祉部会、農林部会など、生活や生産の分野にわたった幅広い部会を設けている事例が見られます。

◎総合的な活動をするための組織イメージ



〈2〉手づくり自治区のエリア設定

- 手づくり自治区の地区範囲は、それぞれの市町の方針に沿いながら、各地域の成り立ち、実情や組織目的に応じた設定が重要であり、その多くは、「統合前の小学校区」や「大字」、「旧町村（昭和25年）」など、生活面や生産面で一定のつながりがあり、活動体として、まとめることが可能な範囲が設定されています。

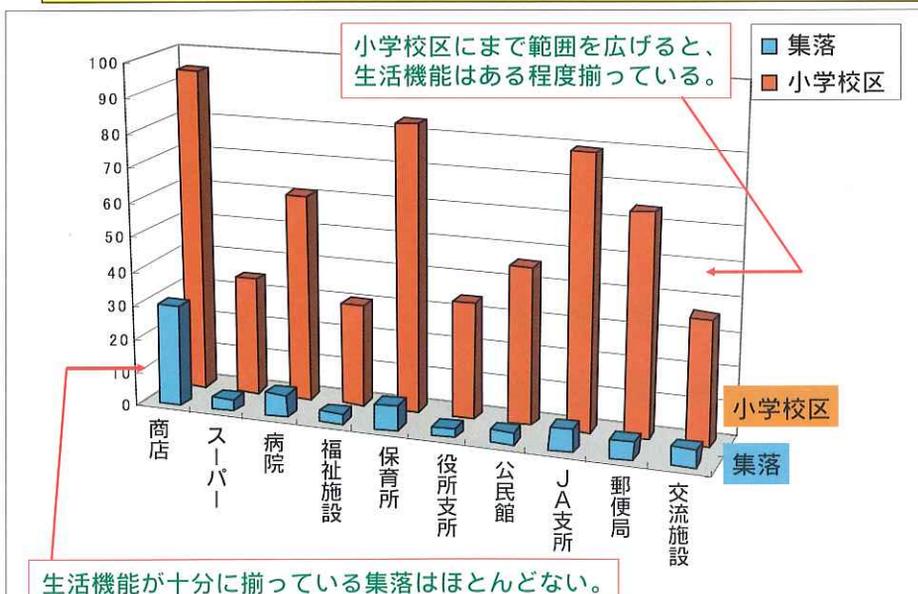
◎地区範囲の設定に当たってのポイント

- ① 一定の人的資源や生活機能を確保できる範囲（閉塞感がない）
- ② 愛着を感じられる範囲（まとまり感がある）
- ③ その圏域を実感・体感できる範囲（手ざわり感がある）



【参考】 ○ 基本的な生活機能を確保できる範囲

基本的な生活機能は小学校区単位で揃っている

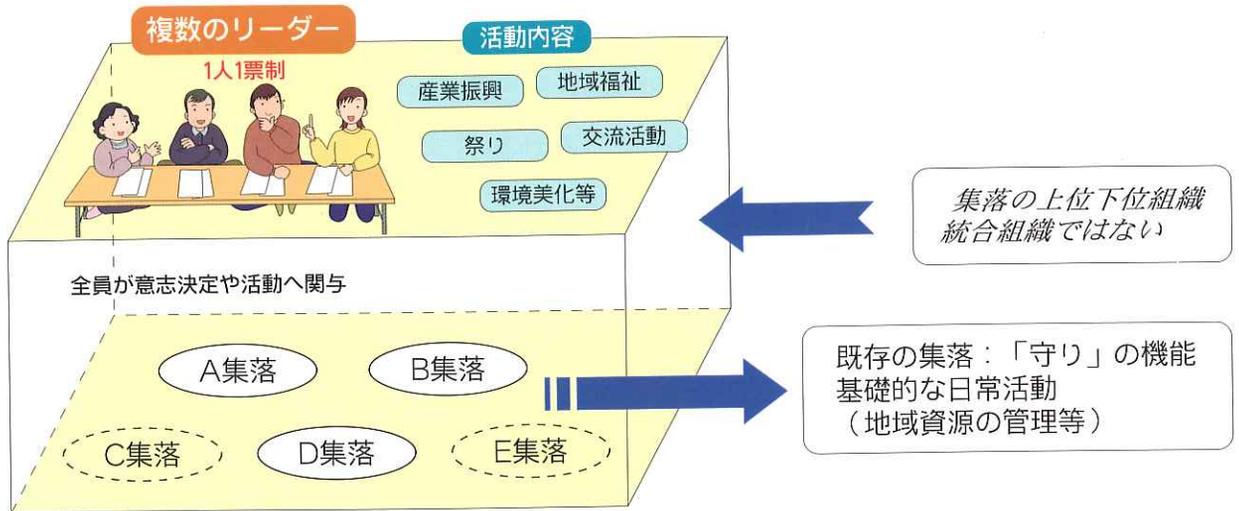


「島根県中山間地域研究センター」平成10年度集落詳細調査より

〈3〉手づくり自治区と集落との関係

■「手づくり自治区」は、複数の集落で構成する組織ですが、集落を統合したり、集落の役割や機能を全て代替するものではなく、それぞれの集落との役割分担をしながら、総合的、広域的に地域づくりを進める組織として運営されています。

1 「集落を超える組織」で「集落と機能を分担する二層立の組織」です。



※将来的には、長い期間をかけて集落機能の一部が「手づくり自治区」に移行することがあり得ますが、直ちにそのようなことにはなりません。

2 集落の活動を尊重し、それを補完する組織として運営しています。

項目	区分	集 落	手づくり自治区
活動内容		守りの機能 基礎的な日常生活を行う組織	攻めの機能 集落・自治区で解決が難しい課題や広域的に実施した方が効率的な課題を集落が連携して解決など新たな活動を行う組織 ※プロジェクト活動
		※ムラ仕事	集落の統合組織・上位組織ではない別組織
関 係			
成り立ち		世帯（いえ）の集まり	住民個々（ひと）の集まり
運 営		戸主（男性・年配者）中心の合意形成	女性・若者・子ども等にも活躍の場、意志決定へ参加を保証
		代表者の持ち回り 高齢化により不足するリーダー	リーダー群の確保と責任ある運営
		全戸一致（合意）の原則	部会活動等による展開、個人個人が参加しやすくなるしくみ

資料）中国地方中山間地域振興協議会

4

みんなで「手づくり自治区」をつくろう

〈1〉 立ち上げの準備をしよう（「参加の場」づくり）

■ 地域づくり活動を活発化していくことは、中山間地域が元気になり、何よりも、地域住民が暮らしやすくなるものであり、組織づくりに当たっては、地域の皆さんに、このことを十分に理解してもらい、地域の合意で進めることが必要です。

1 地域での話し合いの場を持つー市町によるきっかけづくりー

□ 住民主体による「手づくり自治区」の組織づくりのためには、その目的や必要性を住民の皆さんに理解し、納得してもらうことが必要であり、何のために組織をつくり、地域づくりを始めるのかを考える場の設定が必要となり、これが取組のスタートになります。

□ 住民が自発的に、その場を設けることが理想ですが、市町村合併等を契機として、その場を設けるなど、住民に身近な行政である市町からの働きかけも重要です。

特に、手づくり自治区は集落の枠組みを超えた広域的な組織づくりとなることから、市町から働きかけ、話し合い活動のきっかけをつくり、住民と意見交換を進めることが有効です。

□ 市町においては、組織づくりに向けて、まずは、住民代表などによる協議を行い、組織の必要性やあり方、地区のエリア設定などの検討を十分に行うことが必要です。

〈市町からの働きかけのヒント〉

Step 1 可能性を探る

① 個々の集落・地域の情報収集

- ・ 人口、世帯数、高齢化の状況などの現状と今後の推移
- ・ 集落における自治組織の体制、活動状況
- ・ 集落協定、農事組合、集落営農組織、福祉サークルなど目的別の組織の活動状況
- ・ これまでの集落アンケートなどの結果や懇談会等の状況
- ・ これまでの「むらづくり」活動の取組の状況

これらの情報について、関係課や既存資料等を用い情報収集をしてみましょう。

② 個別の集落・自治会を超えた既存の広域住民活動組織についての情報

- ・ 連合自治会などの活動状況
- ・ 集落を超えたイベントの実施など地域おこし活動

連合自治会等については、単なる情報交換活動や行政の窓口となっていないかなど、活動内容の精査が必要です。場合によっては、新たな組織づくりに準ずるような組織改編も検討してみましょう。

③公民館での活動組織の確認

公民館は地域の社会教育活動、地域づくりを支援しており、新たな組織の設置に当たり、どのような活動が行われているかなどを確認することも必要です。

Step 2 庁内合意の形成、施策の決定

新たな地域コミュニティ組織づくりを市町の施策として展開するためには以下の点に留意する必要があります。

①施策対策範囲の検討

- ・ どのような範囲で新たな組織づくりを進めるのか
- ・ モデル的な取組から進めるのか、全市町的取組とするのか。

②既存行政システムの点検

- ・ 先発した取組では、新たな組織に対する助成制度を創設している事例があります。
- ・ 集落単位、各種団体への助成制度を、新たな組織単位に改める必要はないか。

③組織づくり支援策の検討

新たな組織の活動が軌道に乗るまでの支援策として以下の事項が考えられます。

- ・ 組織づくりに向けての資料の作成、提供（各集落のデータや先進事例等）
- ・ 集会場所の設定、斡旋（公民館等）
- ・ 組織づくりの必要性、先進事例の説明などの講演会、視察等の住民啓発
- ・ 組織立ち上げ時における集落間、住民相互の調整 等

④総合計画、市町中山間地域づくり指針等での施策の位置づけ

施策の展開に当たっては、市町中山間地域づくり指針等において施策を位置づけておくことも必要です。

⑤「住民代表者」による「新たな地域コミュニティ組織」の設置等に関する協議

実際の組織設置の前に、住民代表者による協議会等により、組織設置の必要性や、地区の範囲、組織のあり方等について意見交換を行い、住民の意向を踏まえた推進方針づくりを行うことが有効です。

※「市町中山間地域づくり指針」

市町主体の中山間地域づくりを進めるため、「新たな地域コミュニティ組織」の設置など、市町としての中山間地域づくりの考え方を取りまとめた、「市町中山間地域づくり指針」の策定を促進しています。（56P）

2 組織立ち上げの準備をしよう

□「市町中山間地域づくり指針」等に基づきながら、地域の話し合い活動を通じて、組織に関する基本的な方向が定まった段階で、地域の合意のもとで、組織の立ち上げ準備を行うこととなります。

□その方法や手順などは、以下のような取組も考えられますが、ここでも市町の支援が有効です。

<組織づくりの方法や手順等>

Step3 「手づくり自治区」の立ち上げ支援

○住民への働きかけ

各集落等の住民代表に説明し、各代表が集落に持ち帰り討議する、という手順が一般的であると考えられます。また、必要があれば、各集落に向いて話をすることも想定されます。

- ・人口、世帯数、高齢化の状況などの現状と今後の推移 等
- ・集落毎の活動の状況、組織の状況、役員の負担状況 等
- ・新たな組織づくりの目的や背景 等
- ・先進的な事例 等

などの資料提供が必要でしょう。

地域が置かれた状況を共有化するために人口、集落、産業など行政が持っている情報を積極的に提供しましょう。

また、この段階で、可能ならば

- ・「手づくり自治区」に関するおおよその地域範囲の案
- について示すことも考えられます。

この段階では、住民に、自らの集落・地区のことに目を向け、10年、20年先の生活を真剣に考えてもらう意識づけを行うことが最大のポイントになります。

○組織設置に向けての住民の合意形成への支援

- ・集落活動の現状、維持などについて、現在の集落や地域がどんな状況におかれているのか、現状で推移すれば、どのような事態となりそうか。
- ・このままの状態を引き続き、単独で集落活動が維持できるか。
- ・どうすればいいか、自分たちで何ができるのか。

などについて、住民代表の会合や集落内での話し合いを重ねる必要があります。

また、具体的なイメージを共有化するための先進地の視察、講演会の開催等も有効です。

トピックス

話し合い活動への地図情報システム（GIS）の活用

地域の状況を共有化するには、地図を使った話し合いが有効です。農地の管理状況や、鳥獣害の被害状況、各世帯の状況など、地図に落としながら話し合うことで、地域の実態が再確認できます。

また、最近では、パソコンを利用したGISソフト（地理情報ソフト）が開発されていますので、多様な地図の作成と活用が簡易にできるようになりました。



<各集落の指導者層の同意>

組織づくりに際しては、個別の集落の活動内容や検討及び調整が必要になることから、一般に集落の指導者層への事前説明等を行い理解を得ておく必要があります。

〈2〉 準備会等をつくり、具体的に検討しよう

- 通常、新たな組織を立ち上げるという方針の決定は、自治会長など個々の集落代表者を通じて行っていくことが、一般的です。
- こうした方針決定や地域住民による合意が整い、次に組織体制などを具体的に検討する段階では、あらためて「準備会」のような組織を設置し、計画を立案することが望めます。
- 準備会へは、集落代表だけでなく、女性や青年層、各種の団体の代表等が参加し、新組織のリーダー確保や新組織における運営体制をにらんでいくことも重要です。
- 準備会等での検討では、形式論から入らず、現状を踏まえ、十分話し合いながら、必要な機能を整理することが重要です。
- また、地域内の集落、各種団体、企業等の参画を求め、地域ぐるみの組織とすることが重要ですが、段階を追って参加を募る等の工夫も必要でしょう。
- 「手づくり自治区」は、これまでの集落・地域運営方式と違い、「1人1票制」による住民個人の参加（総世代参加）を目指すことが特徴です。住民参加は、何もせずに生まれるものではありません。意識的に組織運営方法に反映させることが大切です。準備会等における検討は、こうした点に留意する必要があります。

〈準備会等での検討〉

○部会組織等の設置

別の部会組織などにより内部組織の制度化により、意見を言いやすい環境づくり、興味を持つ活動に従事しやすい環境づくり

地縁組織

・集落、自治会など

+

部会組織

・「福祉部会」などの目的別組織
・「女性部会」などの属性別組織

○隠れた声を引き出す工夫

生活様式の多様化等により、住民個々の意見を引き出すことが難しくなっています。そのため、組織運営に当たり、隠れた声を引き出す工夫が必要です。

- ◇ワークショップ手法
- ◇世帯員個別アンケート手法
- ◇グループ別の話し合い
- ◇地域ICTの活用

○住民全員出席による総会

これまでの自治会の総会などは、戸主が代表して参加することが一般的ですが、「手づくり自治区」における総会は、できるだけ個々の住民が全員参加で行い、地域や組織の活動を周知し、住民自身の参画意識を高めることも有効です。

〈3〉工夫して組織リーダーを確保しよう 「個」から「群」へ

- 高齢化が進む中で飛び抜けた資質を持つリーダーが存在する地区は圧倒的に少ない現況です。また、これまでのリーダーは「1人で何でも背負い、こなす人」といったイメージが強く、負担感を感じる者も多いことから、組織の中でリーダー、世話役のなり手が少ないといった事態も生じていました。
- 「手づくり自治区」の運営においては、リーダーを1人に限定するのではなく、複数の人がそれぞれの得意技や性格を活かして、地域リーダーの役割を担う「リーダー群」を構成し、個人の負担感を解消しながら、円滑な運営を図ることが重要です。
- また、「住民自治」の取組を進めるためには、リーダー役を持ち回りとせず、合理的な方法で選び、一定期間の任期を与える等の工夫が必要です。
- さらに、こうしたリーダー群の中に、女性や青年層を含めることも重要な視点です。

〈個のリーダー〉

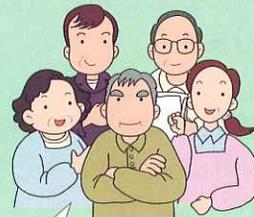


一人のリーダーが地域をまとめ引っ張っていく

なんでもこなす人 → 確保が困難
負担感が大きい

高齢化によるリーダー不足

〈リーダー群〉



複数の人材が得意技を活かし「群」として活動を進める

得意技：合意形成、企画、会計、起動力など

集落を超える組織によるリーダー群の確保

〈個々の得意な能力を活かした複数のリーダー群〉

「何でも屋リーダー」
起動力に優れた人

「カリスマ型リーダー」
ここぞと言う時の発言に威力

「知恵袋リーダー」
地域の歩み、行政のしくみ
等多くの知識を所有

「合意形成型リーダー」
議論の落としどころを
見つける

「会計型リーダー」
数字に明るく
冷静に現実を見る

→ 企業では、会長、社長、経理課長、総務課長、企画課長などが役割を分担

〈4〉 地域外の手も活用してみよう

- 「手づくり自治区」づくりの取組は、地域の中にいる人たちだけでは、スムーズに進まない場合があります。地域外の手客観的な視点や専門的な意見を活用して、円滑な運営を心がけることも有効です。

□ 専門的な分野などは専門家の手を借りてみよう

地域の魅力の発見、アンケート調査の実施、課題の集約、計画づくりなどは、時として専門家の知識やノウハウが必要なこともあります。住民の手で全てを実践することが難しい場合は、外部の専門家を手を借りることも1つの方法です。

(P74以降に外部の専門家を活用できる事業を掲載しました。)

□ 外部の人たちの客観的な意見で、自らの地域を見直そう

外部の手が、話し合いに参加することで、内部の者の話だとなかなか聞き入れてもらえないことも、否定論から入らずにちゃんと聞いたという事例は多く存在します。

また、都市住民や地域に嫁いだお嫁さん、さらにはUターン者などは、ずっと住んでいる地元の人たちが気がつかないところに感動し、何も価値がないと思っていたものに思わぬ価値を見出すこともあります。

外部からの客観的な評価は地域住民の誇りや生き甲斐を見直すことにもつながります。

5

地域の将来計画（「地域の夢プラン」）をつくろう

組織を立ち上げた後、みんなが参加し、組織ぐるみで活動を継続していくためには、何をめざすのかをはっきりとすることが重要です。

このため、「手づくり自治区」において、地域課題を抽出しながら、めざすべき将来像を明らかにすることが重要です。

こうした地域の将来計画を、県中山間地域づくりビジョンでは、「地域の夢プラン」づくりとして位置づけ、その取組を促進しています。

〈1〉「地域の夢プラン」の必要性

■住民主体の活動の端緒に

「手づくり自治区」の目的は、住民主体の取組により、地域をあげて協働活動が活発化し、住みよい地域社会を築いていくことです。

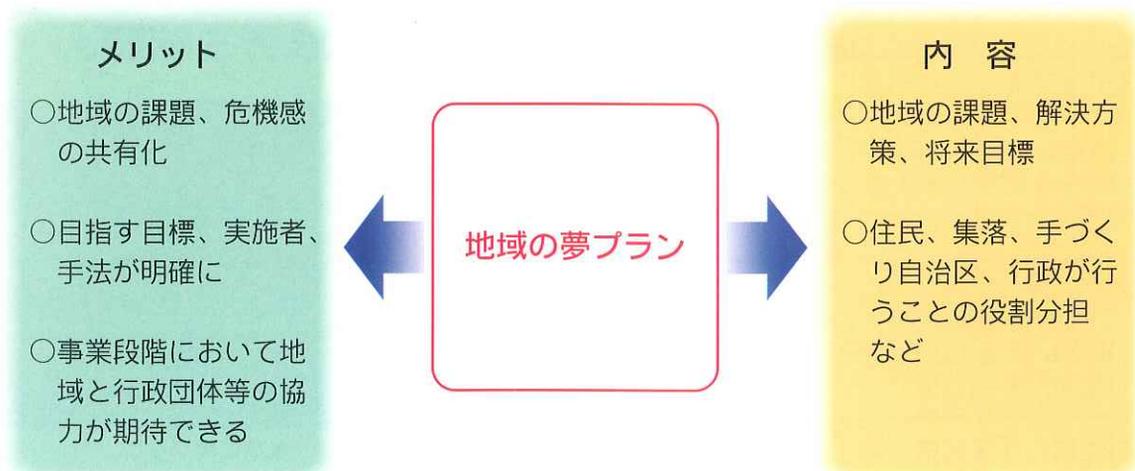
しかしながら、組織を立ち上げたばかりの段階では、このことを正面から住民に働きかけても、住民の理解や参加を得ることは難しい面があります。

このため、新たな組織において、地域が共同して考えて、行動につなげていくための、地域の将来をみんなで語っていくことが端緒となります。

■危機感の共有、行動を起こす第一歩に

地域の中には、「人が減り、高齢化が進み、地域が元気をなくしている。このままではいけない。」と、思っている、どのようにしたら良いか？どこから手をつけたら良いか？1人では動けない？等の思いを持つ人がいるはずで

こうした人たちを中心に、地域の課題を共有化し、行動を起こす第一歩として、地域の夢プランづくりが有効です。



〈2〉地域の魅力と課題を見つけよう

■あらためて地域を見つめる

活動の第一歩は、地域を知ることから始まります。

地域みんなが出来るだけ参加しやすい方法を工夫して、

- 危険箇所のチェック
 - 生活上の課題の洗い出し
 - 地域の誇りや自慢につながる資源の確認・発見
- など、地域の課題や良さを集約してみましよう。

■地域を見つめるための手法

地域に根ざした活動を進めるには、みんなで議論を重ねることです。

このためには、例えば、多くの住民が参加し、楽しめるように工夫しながら実施できる「地域づくりワークショップ」や、「個人アンケート」「グループ別話し合い」等の手法があります。

〈地域づくりワークショップ〉

山口県では、以前から「集落環境点検活動」を実施しています。集落のみんなが、集落地図に課題を書き込んだり、集落を歩きながら、課題を共有化し、良いところを見つけ、集落の将来について話し合い、実践を行う活動です。

「集落環境点検活動」のステップ

ステップ1

- ・ 集落の現状はどうなっているのか
歩こう会、点検マップづくり、アンケート等

ステップ2

- ・ みんなで知恵を出し合って～話し合おう将来の夢～
現状のまま推移したら将来はどうなるの？
解決する方法は？ 元気になる取組は？

ステップ3

- ・ 「地域の夢プラン」づくり
点検した結果をみんなに知らせながら
男性も女性も高齢者も子供も参加してプランづくり

ジャンプ

- ・ プランの実現に向けて自分たちでやること行政等へ
お願いすることの仕分けや役割分担
実践活動

この他に、「TN法」や「地区力点検」などがあります。



ワークショップ風景

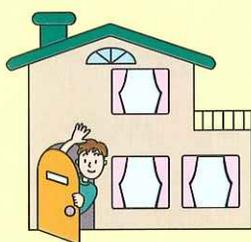


集落点検マップ

<住民への個人アンケート>

アンケートを「戸」から「個」に

「戸」アンケート（1世帯1票）



世帯主の回答



「個」アンケート（1戸複数票）



世帯主、妻、
祖父母、若者
等の回答

○これまでの方式 = 「戸」を対象としたアンケート（1世帯1票方式）

住民意識の調査は、アンケート方式で実施することが良く行われます。

しかし、これまでのアンケートは1世帯に1調査票が配布され、回収されるものがほとんどでした。この方法では、世帯を代表して回答する世帯員（それは多くの場合、男性世帯主）の意見が、そのまま「地域の声」として集約され、住民全員の意向を把握できないという問題があります。

○これからの方式 = 「個」を対象としたアンケート（1戸複数票方式）

こうした問題を回避するためには、世帯内のすべての世帯員の回答を求める「1戸複数票方式」が有効です。具体的には、1世帯に対して複数の個人票を配布し、さらに世帯共通項目については世帯票を準備するという二重のアンケートとし、世帯員間のプライバシーを確保する工夫（例えば個人用封筒を用意し、それを世帯単位の封筒で回収する）にも配慮し、配布・回収します。

少し、手間はかかりますが、女性・高齢者・若者等を含む住民全員の意見が正しく把握できます。

○アンケート方式を「戸」から「個」にするメリット

- ・「住民自治の時代」は、住民の性別・世代間の意見の調整が必要となる時代でもあり、世帯内（「戸」）の「個」の行動や意見の分布をただしく把握することは、行政にとっても、住民にとっても欠かせないことです。
- ・生活様式の多様化で一同に集まらない住民にとっては、個別アンケートにより意見を聞いてもらえることで、地区の活動に参加しているという一体感が醸成できます。

<グループ別話し合い>

年齢別（20歳代以下、30～50歳代、60歳代以上など）、男女別、集落別にグループによる話し合いをして、意見を引き出します。

〈3〉 アイデアを出し合い、将来の夢を形にしてみよう

■意見やアイデアを自由に出し合いましょう

ワークショップやアンケート、グループ別話し合いによって、住民からたくさんの意見やアイデアが出てくると思います。

これらをまとめ、地域の課題の解決や夢の実現に向けて、どのような活動を「いつ」「誰が」「どのように行うのか」をまとめたものが、「地域の夢プラン」になります。

〈地域を元気にする夢やアイデアは？〉

先発的な活動を行っている「手づくり自治区」においては、以下のような活動が取り組まれています。

○自分たちでできる活動は？

住民の手で企画・運営できる活動としてコミュニティ単位で行われている活動

■楽しみ創造型

地域外との交流：棚田オーナー、里山体験 など
地域内での交流：盆踊り、新年会、公園整備 など
イベント：ほたる祭り、さくら祭り など

■課題解決型

生活機能：危険箇所の点検、道路・環境整備、葬儀等相互扶助 など
産業振興：集落営農、朝市の運営、観光施設の経営 など
福祉活動：独居高齢者への声かけ、安否確認、弁当配布 など
交通対策：NPO有償福祉輸送 など

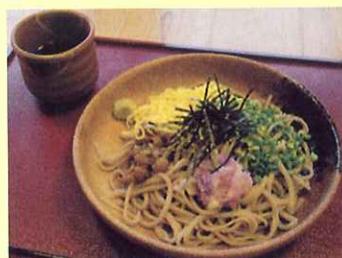
○地域の資源を商品に

地域を元気にするためには、経済的活動が欠かせません。

ワークショップなどを通じて、みつけた様々な資源を、「商品」として捉え、活用する活動も「手づくり自治区」の重要な取組です。

■地域資源の商品化の例

農林水産加工品の開発
郷土料理の商品化
伝統工芸品の復活 など



農村レストラン
手打ちそば（下関市）



イノシシ牧場
猪肉販売（萩市）



森の恵みを活かす
草木染めのストール（岩国市）

■アイデアや地域の夢に優先順位をつけましょう

- 皆さんから出された様々なアイデアや地域の夢を、一気に実現することは、なかなか難しいことです。
- このため、それぞれの実現可能性や必要性等を検討し、めざすべき時期を、長期（遠い将来）、中期（近い将来）、短期（すぐ）に区分し、誰が実施するのか（活動主体の決定）、実現のためにはどのような方法や手段を用いるのかについて整理することが必要です。
- こうした検討は、通常は役員会等を中心に行いますが、途中経過は、必ず住民全員に報告し共有化するとともに、検討の場には、実現に向けての具体的な連携や支援ができるよう、必要に応じ行政・団体が加わることも必要です。

<段階的な目標設定の例>

- 長期目標（遠い将来 おおむね20年後）
20年間で、地域出身者の夫婦を5組帰そう。
.....
- 中期目標（近い将来 おおむね10年後）
10年間で、農業法人の多角経営（水田＋畜産＋加工・直売）を実現
高齢者が不便を感じない地区に（旧小学校舎利用のグループホーム）
.....
- 短期目標（すぐ おおむね3年後）
ホタル祭りの実施、農産物直売所の開設、休耕田の活用
.....

<地域の夢の交通整理>

地域の夢プランの参考様式は、ワークショップ等で整理された「地域の夢」を「いつ・だれが・どうやって」実現していくのかについて、整理しやすい様式にしてありますので、地域でご活用ください。（59P）

（参考様式）

○○地域の夢プラン

○○地域の夢	活動イメージの具体化 整備予定内容、取り組みなど	取組予定時期			活動主体			備考 資金調達法 （関係事業名等）
		すぐ	近い 将来	遠い 将来	個人ですること	集落等で取り組むこと	落等が連携して取り組むこと	
地域がどんなふうになったらいいか	何を するのか	いつ やるのか			だれがやるのか			どう いう 手段を 使うのか

- 集落点検活動等ワークショップ結果に基づく地域将来像（地図、イメージ図等）を添付する。
- 住民アンケート結果の概要等があれば添付する。

■「地域の夢プラン」をお披露目しましょう

□できあがった「地域の夢プラン」については、組織の総会等において、住民全員にお披露目し、意識を共有化するなど、「みんなのプラン」なるように働きかけましょう。なお、「地域の夢プラン」の事例は、48Pに掲載しています。

□また、プランに掲げた目標は絶対的なものではありません。

外部の環境変化や、よりよいアイデアが生じた場合には、柔軟に変更することも重要です。



トピックス

「危機感の共有化」や「地域の将来目標づくり」に役立つ将来人口の予測

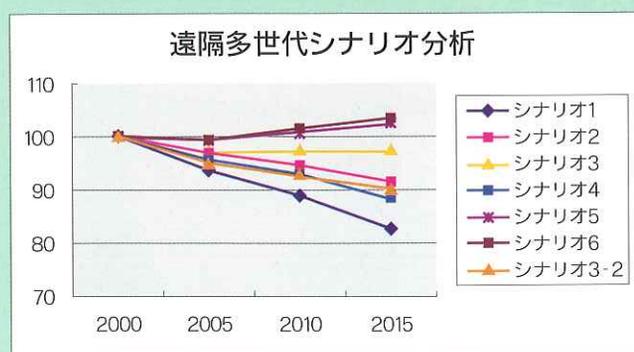
「地域の夢プラン」作成を進める上で、人口の将来予測を行うことが有効です。

多くの場合、人口が単純に減少することが予測されるのですが、どういうふうにしたら下げ止まるのか？といった予測を行い、UJ | ターン者を確保する目標をシミュレートすることも可能です。

■県内中山間地域A地区の人口シミュレーション

1990年、1995年、2000年の国勢調査人口を基に、2015年の人口を予測。

団塊の世代夫婦や30歳代夫婦のUJ | ターンを想定しながら、数パターンのシナリオを想定



☆予測結果

○現状のまま 人口17.1%減少

→シナリオ1

○人口の下げ止まる水準

→シナリオ3

5年間で人口100人当たり

30歳代前半夫婦1組 + 5歳児1人を
UJ | ターン

分析：山口県農業試験場（2006年）

〈4〉 経済的な基盤づくりも同時に考えよう

■ 安定的な活動費用の確保

- 「手づくり自治区」が活動を続けるためには、その経済的基盤の確立が必要です。資料作成に必要なコピー代や、茶菓代等の日常的な活動に必要な経費等については、その多くが会員からの会費の徴収や市町からの補助などでまかなわれていると考えられます。

- 集落単位の活動であれば、運営経費も少なくても済みますが、ある程度大きな組織となれば、運営のための経費も大きくなることが予想されます。
そのため、経済活動の展開も視野に入れることが必要です。
 - イベントなどの集客事業の実施、直売施設、観光施設の運営
 - 地域資源を活用した商品開発
 - 地域ぐるみのツーリズム活動などが考えられるのではないのでしょうか。

- 最近では、「指定管理者制度」により行政施設の運営を外部に委託することも行われていますので、地区にある公民館等の施設の管理運営を受託するといったことも考えられます。

■ コミュニティ・ビジネス的な視点での活動

- 今後は、地域に住む人たちの困りごとの解決を図り、「暮らし」の質を向上させるとともに、一定の対価を得てサービスを提供する「コミュニティ・ビジネス」の考えに立った活動の展開も考えられます。
具体的な事例としては、
 - 高齢者の外出や買い物代行等を支援する「有償福祉タクシー」の実施
 - 小規模複合福祉施設（グループホームや児童預かり施設の一体的運営）
 - 生活必需品等の販売施設の運営など
 - 農作業の受託や山林管理の受託などなどが挙げられるでしょう。

■ 事業スケジュールや資金計画を作ってみよう

- 地域のみなさんの暮らしを楽しくし、元気な地域社会を創っていくためには、将来にわたって地域づくり活動が持続できる組織づくりを進めていく必要があります。そのためにも、経営的な視点や手法も取り入れながら、組織的に取り組むべき事業計画、事業スケジュールや資金計画などを作ってみることが必要です。

- 組織全体で取り組むことが必要ですが、事業内容によっては、地域内のグループや法人格を有する別組織で行う必要もあるでしょう。

6

「地域の夢プラン」を实践しよう

みんなで作り上げた「地域の夢プラン」に沿って、その実現に向けた実践活動を行うことにより、その推進組織が地域で広く知られていくことになります。

また、行政や団体の支援も得ながら活動し、その目標を達成していくことで、地域の一体感が高まります。

さらに、活動の熟度が高まっていくとともに、組織形態の検討も必要となります。

〈1〉夢プランの实践に向けて

■テーマ毎の担当者・集団の設定

□「地域の夢プラン」の合意が得られれば、様々なテーマ毎に部会組織などの小グループで担当を決めるなど、役割分担を決めて実践を開始します。

□身近なところから着実に実践するように心がけ、テーマによっては、個々の能力を活かした人材を集めたり、やってみたいと考えている住民が集まって実践したりすることもあるでしょう。

■「肩のこらない」しかし、「成果が見えやすい」活動を

□活動を長続きさせるためには、無理なく楽しみながら取り組むことが秘訣です。「〇〇しなければならない」という意識ではなく、肩のこらない身の丈に合った活動を進めることが重要です。

□また、折に触れてのイベントなども、多くの人たちを交えながら実施すると良いでしょう。



おばあちゃんたちも参加した地域ぐるみのビアガーデン（周南市 棚田清流の会）

■進み具合の共有化と困った時の相談体制

□テーマ毎の作業グループの活動状況は、できるだけ地区内の会報等を通じ情報の共有化を図ることが重要です。

□また、困り事やトラブルが発生した場合の相談体制の整備なども、あらかじめ整えておきましょう。

■活動拠点の確保

□組織の立ち上がり当初は、個人の家や集落の集会所を拠点とすることもありますが、継続した活動を行う場合、その拠点があると効果的です。

□一定の事務機器も必要となりますので、旧町村単位に設置された地区公民館の一室を借りるなどの方法が考えられます。

■情報の発信と共有化

- 「手づくり自治区」の活動に対して、地域みんなが参加しやすい活動とするために、交流活動やイベントの実施など対外的な情報発信も必要ですが、活動計画の検討・決定、活動状況の報告など、地域内の情報の共有化に努めることが重要です。

<情報の発信と共有化>

情報の発信

- 先発的な活動では、交流イベントなどの取り組みを、マスコミやインターネット、市町の協力などを活用して、情報発信が行われています。
- また、組織で取り組む行事などを、マスコミ等で報道してもらうことは、対外的な注目が集まるとともに、内部の住民にも組織の認知度の向上や活動意欲の醸成に繋がります。

情報の共有化

○内部への情報提供が重要

- ・住民全員の参加を基本としていても、勤めのある若い世代、時間に余裕のない子育て世代、出かける機会の少ない高齢者、子供、学生など、多様な住民がいるため、地域の中でどのような事が話され、何が行われているのかも知らないことがあります。(67P参照)
- ・役員を始めとする一部の者だけで、協議を進め行事等を行った結果、他の住民がついてこれず、活動も思うように進まないといったケースがあります。さらには、意思疎通の不足が、住民の反目や、反対意見のやりとりに発展する懸念もあります。

○住民みんなで地域全体の情報を共有する

- ・こうした事態を避けるため、定期的な会合や部会で、活動経過やこれまでの経緯をしっかりと報告することや、役員・部会員以外の住民に対しても、地域の動きを伝える「情報の共有化」が大切です。
- ・そのために、先進的な地域では、地域内向けの情報誌を発行し各戸に配布、回覧することなどが実施されています。
- ・また、最近では、住民みんなで地域の情報を共有化する手段として地域ICT技術が目立っています。

〈2〉「手づくり自治区」の組織形態

- 組織発足当初は、任意組織形態で運営されることが多いと考えられますが、組織としてまとまったお金を扱ったり、活動拠点となる施設を所有する場合、さらには、経済活動を組織で実践する場合には法人格の取得も効果的です。
- また、市町村合併の進展に伴い、合併後のまちづくりを円滑に進めるために、新たな制度も整備されています。これらの制度をどう活用するのか検討が必要でしょう。

〈法人格を有する場合の組織形態〉

認可地縁団体 地方自治法上の地縁による団体

自治会等が、地方自治法第260条の2により市町長の認可を受けて法人格を取得した団体。団体名義で不動産登記等を行うことができる。

◆申請できる地縁による団体◆

町または字の区域、その他市内の一定区域に住所がある者の地縁に基づいて形成された団体。地縁による団体であっても、不動産または不動産に関する権利等を保有する予定のない場合は認可の対象とならない。

◆認可の要件◆

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていること

- 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること
 - ・地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のこと
 - ・現に活動を行っているとは、過去2年以上の活動実績が必要
- 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」
- 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」
 - ・その区域に住む人すべてが加入できるという意味。世帯を単位とすることは認められない
 - ・相当数とはその区域の全住民（自治会・町内会等に加入していない人を含む）の過半数
- 「規約を定めていること」

特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した法人で、まちづくり、福祉、教育・文化、環境など様々な分野で社会貢献をしています。

◆特定非営利法人の要件◆

- 不特定多数の利益（公益）の増進に寄与すること
 - 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（17の活動分野）
 - 営利を目的としないこと（利益を社員（会員）で分配しないこと）
 - 社員（会員）の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと
 - 役員報酬を受ける役員が、役員総数の1/3以下であること
 - 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
 - 特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦・支持・反対することを目的としないこと

＜市町村合併等に伴う住民自治組織＞

市町村合併後の市町内分権や住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」等を市町村の判断により設置することができることとされています。

区分	地域審議会	地域自治区	合併特別区
根拠法	合併特別法5条の4第1項	一般制度：改正自治法202条の4 特例制度：改正合併特別法5条の5第1項	改正合併特別法5条の8第1項
法人格	なし	なし	あり(特別地方公共団体)
設置期間	合併後の一定期間(協議で定める、10年程度)	一般制度：期限なし 特例制度：合併協議で期間を定める	5年以内(改正合併特別法5条の13第2項)
組織	地域審議会	一般制度：地域自治区の事務所の長 特例制度：地域自治区の区長設置可 地域審議会	合併特別区の長 合併特別区協議会
組織の長の選任方法	_____	一般制度：事務吏員 特例制度：新市の長が優れた識見を有する者のうちから選任(特別職、任期2年以内)	新市の長が市長の被選挙権を有する者のうちから選任(新市の助役等と兼務可能、特別職、任期2年以内)
地域審議会・地域協議会等の構成員の選任方法	合併協議に基づき決定	新市の長が区域内に住所を有する者のうちから選任 任期：4年以内(改正地方自治法202条の5第5項)	新市の長が市議会議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法により選任 任期：2年以内(改正合併特別法5条の18第4項)
構成員への報酬等	報酬及び費用弁償(自治法203条1項)	報酬を支給しないことが可能(改正地方自治法202条の5第5項)	同左(改正合併特別法5条の18第6項)
地域自治区・合併特別区の機能	_____	・新市の事務区分を分掌 ・住民の意向を反映させる機能 ・行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能	・旧市町において処理されていた事務であって一定期間合併特別区で処理することがその事務の効率的な処理に資するもの ・その他の合併特別区が処理することが特に必要な事務・合併特別区規約の制定が可能
地域審議会・地域協議会・合併特別区協議会の機能	○諮問・意見の開陳	○重要事項の実施についての意見の提示 ○諮問・意見の提示	○重要事項の実施についての意見の提示 ○諮問への意見の提示 ○予算の審議
財源	_____	移転財源	・移転財源 ・課税権と地方債の発行権限は有しない。 ・地方交付税の交付対象団体ではない
事務局の職員	新市の職員	同左	新市の職員から新市の長の同意を得て、合併特別区の長が命ずる。
住居表示	_____	□□市○○区・・・ (設置期間が終了した場合で改正自治法に基づく地域自治区を設けない場合は区名は削除) ※○○区は、地域自治区の名称で、旧町名等でも可。	□□市○○区・・・ (設置期間が終了した場合区は削除) ※○○区は、合併特別区の名称で、旧町名等でも可。

〈2〉「手づくり自治区」活動のステップアップ

- 先発的な「手づくり自治区」の活動は、みんなが関わりやすい身近な取組から始めて、地域の課題を自ら解決するため、次第にステップアップしています。
- 「地域の夢プラン」の作成や実践も、最初はできるところからという意識のもとではじめながら、活動の様子を踏まえ、その内容などを高めていくことはどうでしょうか。

〈活動のステップアップ〉

①安全にくらす

防災、危険箇所点検 など
→ くらしの安全確保が第一



②楽しくくらす

イベント、地域行事 など
→ 地域のまとまりを創ろう。みんなが楽しむ活動しよう。



③安心してくらす

地域福祉、声かけ運動、ふれあい会食など
→ 困っていることを助け合おう。



④豊かにくらす

コミュニティ・ビジネスの展開
(朝市やツーリズムの取組、棚田オーナー、特産品加工・販売、地域福祉活動の展開、地域住民による商店の運営など)
→ 活動を継続するためには、経済的な取り組みも必要



⑤誇りを持ってくらす

交流活動などを通じた、地域の良さの見直し
・再発見、地域を自ら良くしていく活動の定着

実践による「住民自治活動」の定着

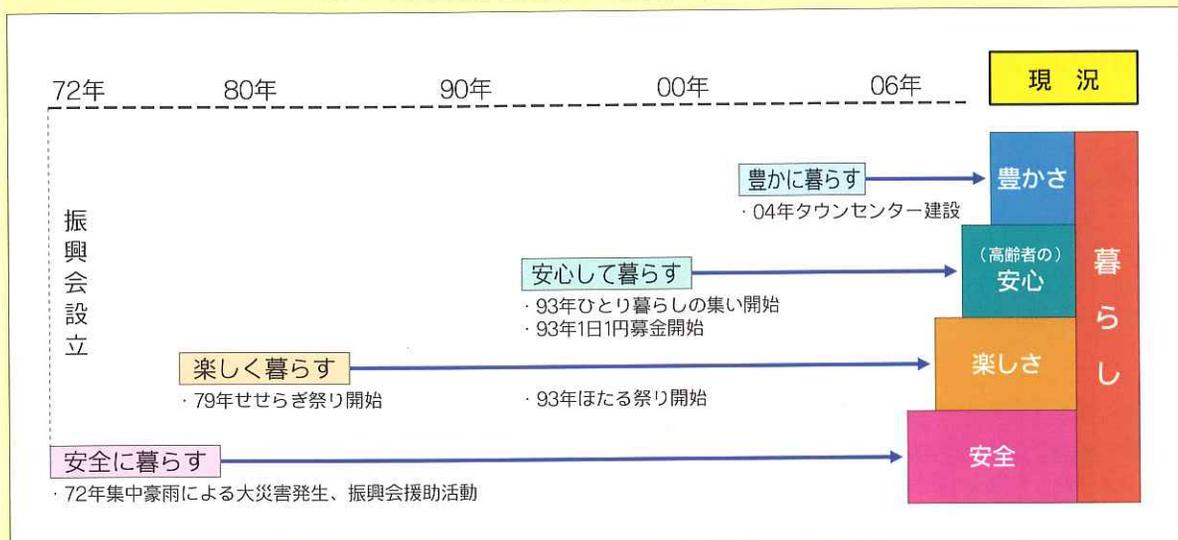
< 発展段階の例示 >

— 広島県安芸高田市 川根振興協議会 —

先発事例でも、長い年月をかけてステップ・アップしています。決して、あせる必要はありません。

しかし、着実に、話し合いながら次のステップに移行させることが大切です。

図1 川根振興協議会の展開過程（概念図）



資料：聞き取り調査より作成

(資料) 明治大学小田切徳美教授

7

「手づくり自治区」への行政支援

「手づくり自治区」の実現に向けて、市町からの働きかけによって、地域住民による自発的な取組が始まった事例も多くあります。

こうした働きかけに当たっては、コミュニティの育成方向等を示した市町中山間地域づくり指針のもとで、立ち上げに向けた準備、初期段階の話し合い支援など、それぞれの熟度や取組段階に応じた効果的な支援が必要となります。

先取的な取組が進んでいる地域では、それぞれの市町は、「手づくり自治区」の円滑な運営や住民による自立した活動に向けて、以下のような取組が行われています。

〈1〉推進体制の整備（庁内担当部署の設置、地区担当職員の整備等）

■住民自治を推進するための庁内担当部署の設置

- 住民自治や住民のまちづくりを推進するための庁内担当部署の設置や庁内推進体制の整備を行い、住民参加のシステムづくりや自治区への支援方法などを、住民代表者や議会と調整しながら推進する担当部署を設けています。

■庁内における横の連絡体制の整備、関係機関の活用

- 地域担当職員制度（窓口）を設け、地域からの相談等の一元化を図っています。
- 地域担当職員には、所属課の担当分掌の範囲で課題に対応するのではなく、総合的な視点を持つように研修等も行っています。
- 「手作づくり自治区」からの相談は多方面にわたることから、各種相談や情報提供があった場合には、地域担当職員が、関係各課や関係機関（国・県等の出先機関）、NPO組織と連携し対応するように体制を整えています。

■住民自治を支援する能力の向上

- 「手作づくり自治区」の立ち上げや運営のスタートの段階では、集落を超える組織での話し合いは広域的な調整等を要する場合も多いことから、市町職員などが話し合い活動を支援する場面も多いと考えられます。そのため、ファシリテーター（議論の誘導役）、コーディネーター（まとめ役）としての技術を磨くことも重要です。

■仕掛け人から支援者へ

- 組織が立ち上がり、役員等も決定され、運営が本格化してきたら、組織の自立を促すために、できるだけ「そっと住民の背中に身を隠すような行政の対応」が必要となります。

〈2〉 新たな助成制度の創設等

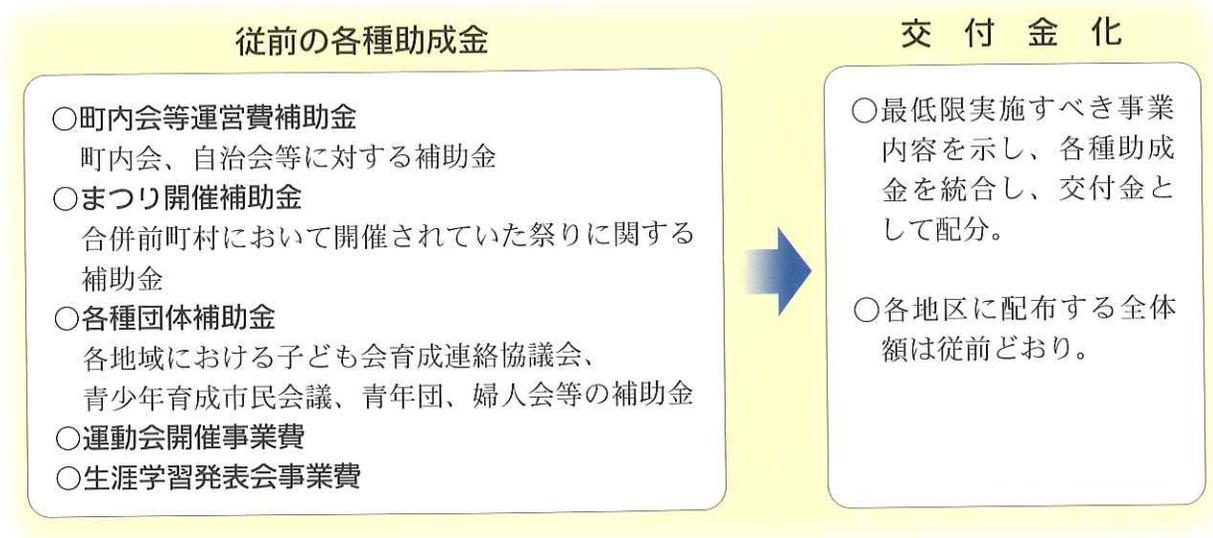
■柔軟な予算対応

- 「手づくり自治区」の活動は、産業振興、地域福祉、交流活動、文化振興など総合的で多岐にわたるものになります。こうした活動には、自主財源で賄っていくことが重要ですが、その確保は難しい面もあるため、活動目的毎に各種の既存支援事業を効果的に活用できるように、メニュー化してわかりやすく提示するなどの工夫した取組が必要となります。

- しかしながら、既存の各種事業では、用途目的が限定されているものが多く、住民の柔軟な発想が活かせない、活用のタイミングをはずしてしまう等の問題もあるため、先取的な自治体では、幅広く支援が可能な総合的な助成制度を設けているところもあります。

- こうした制度創設が難しい場合には、それまでの集落や地区への各種助成金を、大括りに「交付金化」し、「手づくり自治区」に一括交付するとともに、使い道を自治区で検討してもらうといった取組が実施されています。

〈ある市町における既往助成金の交付金化の事例〉



〈3〉 住民自治を促進する条例の制定

■条例の制定による住民自治活動の促進

住民自治活動を、まちづくりの中に位置づけて、積極的な取組を促進するために「条例」の制定を行っている市町もあります。

- 兵庫県 宝塚市 「宝塚市まちづくり基本条例・宝塚市市民参加条例」
- 北海道 ニセコ町 「ニセコ町まちづくり基本条例」

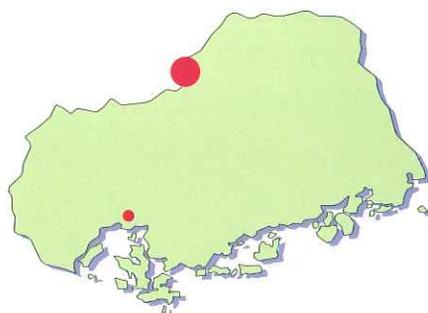
事例
1

地域振興会による「住民自治のまちづくり」

—自らの地域は自らの手で—

広島県安芸高田市 川根振興協議会

- ◇ 人口 608人 (高齢化率47.7%)
- ◇ 世帯数 264戸
- ◇ 集落数 19

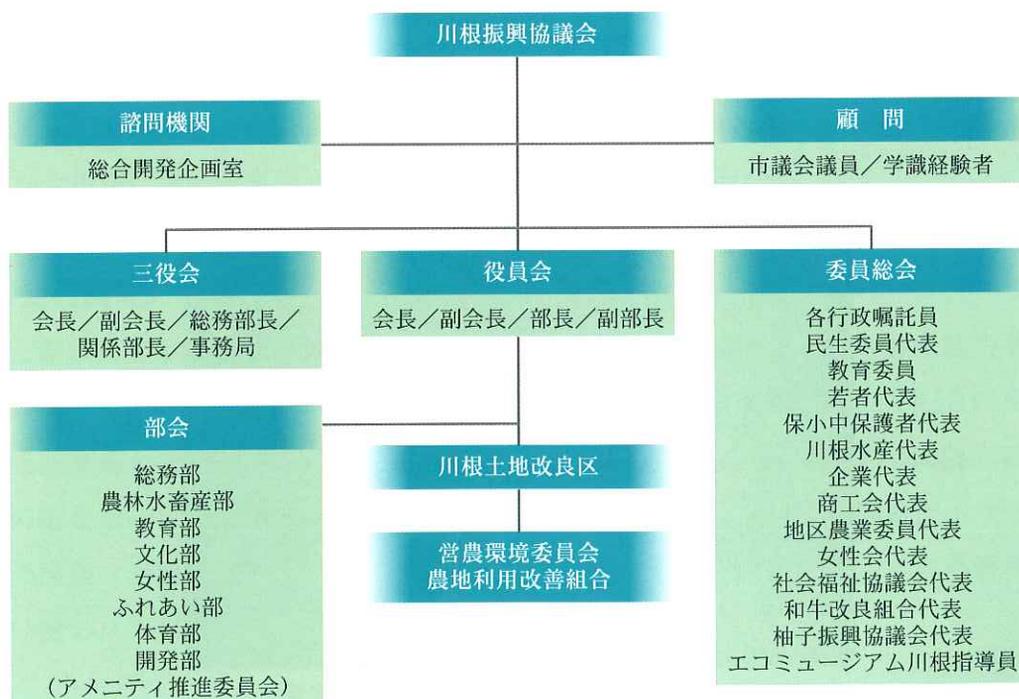


発足の契機

昭和46年、有志数名が学校や道路などの地域の課題にどう取り組むか議論する中、住民が一丸となった自治組織をつくる必要があるとの認識から組織づくりを進め、昭和47年に「川根振興協議会」を設立。

同年、集中豪雨により川根地区は壊滅的な被害を受けたが、自分たちで出来ることは自分たちで行っていかうと住民自らが振興会援助班を組織し、被災家屋の片付けや消毒作業など災害復旧活動を行う中、連携を深めていった。昭和49年の川根生活改善センターの竣工を機に活動が活発化し、昭和52年、地域全戸加入の協議会として生まれ変わった。

組織図



各部の取組

総務部

- 地域振興懇談会の準備

農林水産畜産部

- 地区単位での転作の調整
- 中山間地域等直接支払制度、集落協定の実施
- タウンセンター（ワンストップ・サービス）の建設計画、運営
「百姓・ゆず屋」：柚振興協議会が運営（柚加工＝ジュース＝）
「万屋」：振興協議会が運営を地区内の建設会社に委託
「油屋」：振興協議会が運営を地区内の建設会社に委託
「銭屋」：JAの簡易金融店舗

ふれあい部

- 高齢者給食サービス（数年前まで、現在は社会福祉協議会が担当－実施は振興協議会が登録するボランティア）
- サテライト型デイサービス（公民館に特養が出張し、振興協議会がボランティア）

教育部

- 川根せoiriゅうまつり（地域内の祭り）
- 地の学校川根もやい塾（就学児の「土曜学校」、月1回）

文化部

- 各種の保存会への参加等

開発部

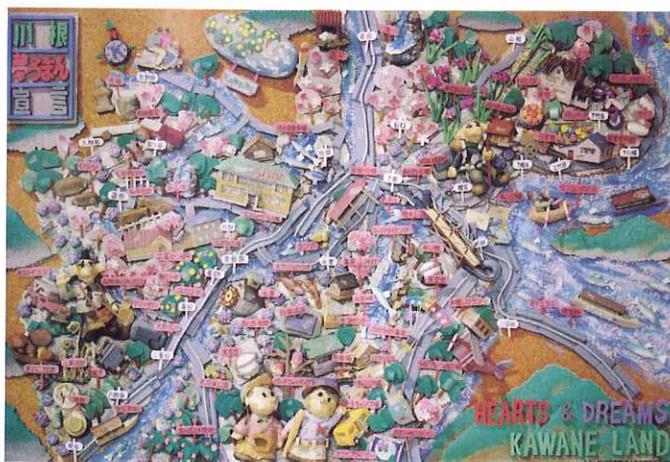
- 川根ほたる祭り（外に向けたイベント）

体育部

- 駅伝

女性部

- 各種イベントの支援



地域のマスタープラン「川根夢ろまん宣言」

主な地域づくりの取組

【エコミュージアム川根】

川根中学校の統合問題を通して、無くなる中学校の代わりに地域文化のよりどころとなるものを作ろうとする気運が高まった。中学校跡地利用の話し合いが地域づくりへと発展し、2年がかりで、住民の知恵と工夫による地域全体のビジョン（川根夢ろまん宣言）がまとめられた。構想実現に向け行政と協議を重ね、平成4年、自然と人間、都市と農村との共生をめざし、学習や実践をしながら地域の生活向上や豊かな生活環境をまもり育てていく拠点施設「エコミュージアム川根」がオープンした。管理・運営は川根振興協議会を中心とする19団体が出資するエコミュージアム川根運営協会が行っている。



エコミュージアム川根

【行政との地域振興懇談会】

地域内の要望・課題を取りまとめ、話し合いをする中で、行政が行うもの、地域が行うもの、行政と地域が協力して行うものに整理し、課題解決にあたっている。地域住民とのヒザを交えての対話を大切にし、そのナマの声を行政施策に反映させる場として、昭和56年から各地域振興会と行政との共催により年1回開催している。行政側は課長以上の職員が出席し議会議員もオブザーバーとして参加する。参加は全地域住民に呼びかけている。平成16年の合併後においてもこうした対話の場は継承されている。

【1円募金と福祉】

「そっと差し出す手の温もりが笑顔を招く」と書かれた竹筒の貯金箱が、各家庭や事務所に設置されている。この貯金箱は川根振興協議会ふれあい部を中心に毎年手作りで配られるもので、1年経つと集められた筒を割って集金する。この募金はふれあい部が行う75歳以上の一人暮らし家庭への給食サービスや、地元の特別養護老人ホーム高美園が行う週1回のデイサービスの川根地区への出張（出前サービスと呼んでいる）の援助資金にもなっている。この出前サービスにはふれあい部のメンバーがボランティアとしてサポートしている。

【振興協議会によるマーケット経営】

高田郡農協は経営合理化のため1町1支所の方針を打ち出し、さらには川根支所の廃止を打ち出した。川根の中心にあったマーケットとガソリンスタンドも廃止になった。金融業務は川根郵便局でカバーできても、マーケットとガソリンスタンドが廃止されては、高齢者率が高い地区では困る。「自分達でやるしか方法はない」と考えた振興会では、1世帯当たり1,000円を出資し、マーケットとガソリンスタンドの営業を引き継ぐことになった。



地域住民が運営するガソリンスタンド

【ファミリーファーム21】

生涯現役で健康に働けるのは農業だけと、15haのほ場整備が完成したのを機に営農集団「ファミリーファーム21」が発足。効率化と経費削減をめざして大農業機械の共同管理や米の育苗から乾燥・出荷もできるライスセンターを整備し、さらに川根地区の19行政区からそれぞれ2～3人が出て、「農地を育てる会」も結成した。17年度までにほ場整備95haが終わるので、法人化も検討。農産物加工センターの整備も実施。春秋の農繁期には、地元建設業者とトラクターやコンバインなどのオペレータ派遣契約を結ぶ。

【もやい塾での体験学習】

川根地区にある浄土真宗の浄泉坊を中心に、川根地区一帯を拠点として活動している。「知識中心の教育」から「心の教育」への転換が模索され、「生きる力」を土台とした子育ての大切さが見直さる中、子どもたちにふるさとの自然や歴史を通じ、土着の心の大切さを伝えていこうと活動が始まった。飯ごう炊さんやいかだ造り、パン作りなどの体験学習を行う。学校五日制を機に、平成14年から毎月第2土曜日に開かれている。

【お好み住宅】

地域の新たな担い手の確保を目的とした「お好み住宅」。

児童の減少により小学校が存続の危機を迎えた。振興会では、学校存続には子どものいる若者定住が必要と、設計段階から参画でき自分の住みたい家を建築する「お好み住宅」を提案。平成10年、町は、提案を事業化。家賃は月額3万円、20年間住み続けると住宅はその人のものとなる仕組みを創設し、募集を開始。予定の12戸の住宅はすぐに埋まった。現在は16世帯が入居している。小学校の児童は25人で、この住宅から通う子供が半数を占める。



お好み住宅から通学する児童

【その他の振興協議会の活動状況】

・川根美化の日

毎年3月と7月に、川根全地域の住民で公園、道路、河川などの環境整備作業を実施し、住民主体のアメニティ活動や地域づくりを推進する足がかりとなっている。

・ほたるまつり

「結構な山里、やっぱり田舎がえーのう」をテーマに豊かな自然・農村景観を育みながら、生活環境の向上を目指して行っている。河川敷、護岸に多目的自然型工法を採り入れて「ホテルが舞い、鮎が躍る」農村の自然環境保護や地域活性化にも役割を果たしている。

・川根はやし田

「育てよう、伝えよう、郷土の文化」をテーマに地域内の集落を巡り実施、地域の児童・生徒も早乙女や囃し方、唄大工などに学年に応じて参加し体験学習をしている。

・せいりゅうまつり

保育園、小学校を含めて、産業・教育・文化等の活動を発表、地域住民の相互理解と協調を深め合い、うるおいと活気ある地域づくりへと志向している。

年 表

- 昭和47年**
(1972年)
- 「川根振興協議会」発足
 - 集中豪雨被害（47年災害）の災害復旧活動にあたる
- 昭和49年**
(1974年)
- 活動拠点施設「川根生活改善センター」竣工
- 昭和56年**
(1981年)
- 「川根柚子振興協議会」結成～「ゆずみそ」「ゆずジュース」などの生産・販売を開始
- 昭和63年**
(1988年)
- 川根中学校と高宮中学校が統合
- 平成3年**
(1991年)
- 「川根夢ロマン宣言」が広島広告企画制作賞チラシの部金賞受賞
- 平成4年**
(1992年)
- 川根中学校跡地に宿泊研修施設「エコミュージアム川根」がオープンし、管理運営を行う
- 平成5年**
(1993年)
- 川根地域全戸による「1日1円福祉募金」の取組を実施～現在に至る
 - 第1回「ほたるまつり」を開催～現在に至る
- 平成6年**
(1994年)
- 保育園・小学校・地域振興会合同による地域文化祭 第1回「せいりゅうまつり」を開催～現在に至る
 - 営農集団ファミリーファーム21（通称F F 21）結成
- 平成8年**
(1996年)
- 「ファミリーねこの手」結成 ラベンダーによる手作り商品の製作・販売を開始
 - 第35回農林水産祭「豊かなむらづくり部門」で農林水産大臣賞を受賞
- 平成9年**
(1997年)
- 「川根の農地を守る会（現在「川根の農地を育てる会）」結成地域をあげて、農地を守る取組をはじめ
- 平成11年**
(1999年)
- エコミュージアム川根・レストランが地元の食材をいかした「薬膳料理」を開発
 - 町営「お好み住宅」入居開始（町外から子どものいる世帯が入居 現在12戸）
- 平成12年**
(2000年)
- 農協の燃料スタンドと店舗の閉鎖を受け、振興会による「ふれあいスタンド」「ふれあいマーケット」の営業を開始（民間委託）
 - 障害者の自立と教育、共生社会の実現をめざす「ウェルネスたんぼぼ」開所
- 平成14年**
(2002年)
- 学校完全週5日制実施を受け、「大地の学校 川根もやい塾」を開設 月1回土曜日、子供のための週末活動を実施
- 平成15年**
(2003)
- 田園環境を考える「かわねあぜ道隊」を結成。地域住民による田園環境学習をスタート
 - 高宮町から発信！「川根地域づくり大学（地域づくり研修会）」を毎月第4金曜日に開催
- その他** 昭和57年 コミュニティ活動団体広島県知事表彰

（出典：安芸高田市資料、地域政策研究第29号（平成16年12月 財団法人地方自治研究機構 他）

新たな地域コミュニティ組織づくり
ガイドブック

事例編

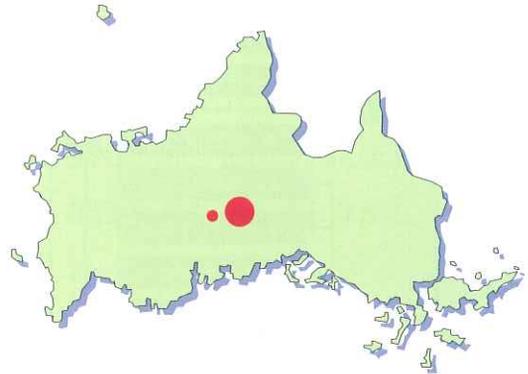
～「手づくり自治区」をつくろう～

事例 2

住民が参加する「近代的いなか社会」の実現を目指す —自治会など地域組織を統合した開発協議会が推進力—

山口市仁保 仁保地域開発協議会

- ◇ 人口 3,636人 (高齢化率31.5%)
- ◇ 世帯数 1,372戸
- ◇ 集落数 23



発足の契機

昭和47年7月、村を襲った集中豪雨は1時間61ミリに達し、三人の尊い命を奪い、復旧不可能かと思われるほどの大打撃を村に残した。以来30有余年、仁保地域開発協議会に結集した人々は、仁保地区の問題は仁保区民の力で解決しようという、独特の誇り高い住民意識で結ばれ、この復旧を成し遂げたのである。

仁保地域開発協議会が発足したのは過疎の波が押し寄せた昭和45年である。昭和30年代に5千人いた人口は3千人台までに減少した。なんとか過疎を防ぐ方法はないものか。誰の悩みも同様であった。しかし、当時は地区内にいろいろな団体はあるものの、横の連絡も取れず、思い思いの活動をしており、そうした動きをまとめ上げる場がなかった。

そこで自治会や農協、婦人会などが結集し、「みんなが共通の場を持って、むらづくりを進めよう」として仁保地域開発協議会を結成した。

開発協議会では、早速、むらづくり計画の作成を検討することとし、調査を山口大学 中山清次教授の研究室に委託した。その調査結果報告を聞き、どんなむらづくりが必要かを幾度となく議論した上で「仁保地域開発構想」を作り上げた。

むらづくりの総合的な目標として「近代的いなか社会づくり」を掲げ、農業基盤、生活基盤を近代化しつつ、人情だけは日本人のすばらしい、古き良き農村が持つ人情を持ちつづけていこうという理想を目指し、活動を続けている。

開発協議会の役割

開発協議会といっても、むらづくりの重要事項を決定する機関であり、実行機関ではない。計画を実行するのは開発協議会を構成している団体やグループである。仁保のむらづくりは、地区民が所属しているなんらかの組織や団体を通じて、総掛かりで進めている。

重ね出された結論は、バスが運行される集落の全世帯がこれを負担することとなった。こうして今日も山間の小さな集落にバスは走り続けている。

【地域教育懇談会の発足】

過疎対策から、近代的いなか社会の建設という路線はできたものの、それは大人世界の話、子ども達の教育の中でこれを高めていくためには、社会教育、家庭教育もさることながら、学校教育の場はゆるがせにはできない問題である。

しかし、その教育を担当している学校の先生方は、ほとんど仁保地区外からの通勤であるため、仁保の歴史や人情、人々の動きをふまえた郷土の教育は難しいと考えた。そこで、開発協議会では、昭和49年、小・中学校の先生方と協議会のメンバーが一体となって地域の教育を考える会、地域教育懇談会を発足させた。

春と秋には、地域の考え方を伝え、教育のあり方についての懇談を行い。8月には夏休みを利用して、仁保地域の巡回視察を先生方にしてもらい、仁保の現状について認識して貰うことも行っている。農業まつりなど地域の行事に参加する子ども達も、こうした素地をもって参加することに大きい意味があると考えている。

【道の駅「仁保の郷」運営】

むらの臍(へそ)・むらづくりの砦・そして人々のオアシスとなる拠点が欲しい。そんな思いが実ったのが「道の駅」である。

しかし、そんな話を持ち出した当初、行政はもちろん、村の中でも実現を信じた者はそう多くなかった。

むらづくり塾（むらの明日を担う若者集団）も議論を重ね、絵を描き、そして模型まで作った。そして後述する「仁保方式」による地権者の全面協力を得て、平成12年ついに素晴らしい拠点施設が完成した。

特筆すべきは、この運営に当たって先例の多くが採用している第3セクター方式は「行政への依存度を高めるもの」として排除し、住民自らの総意を持って経営していることである。オープン以来丸3年間、黒字決算を続けているのも人々の「おらが店」という熱い思いがあればこそである。

加えて、道の駅を中心に郵便局、農協店舗が立地し、さらに市役所仁保出張所、仁保公民館までが、この一帯に整備されて、いわゆるワンストップサービスの理想実現に向け動き出した。



道の駅「仁保の郷」

【榎野川の源流を守る運動】

平成13年2月、仁保の最北端「揚山」の山あいには、産業廃棄物処分場立地のうわさが持ち上がった。榎野川の源流域である。10数年前、同様な問題で対応が後手に回った苦い経験を持つ開発協議会は、地権者が業者に土地を売らないよう求める迅速な対応に出た。まず最初に、予想される全ての地権者に夫婦同伴で一同に会し、一夜にして業者対応の全権委任を得た。



源流を守る運動

これをバネに同川流域の1市3町にまたがる「源流を守る」組織を結成し、広く全国に散る仁保地区出身者2千人以上の人たちにも呼び掛け、募金活動を展開した。寄せられた浄財1千3百万円余りは、全額山口市に寄付した。現在この土地は山口市有地となり、「四季の森公園」として整備が進められ、当初の目的は完全に達成することができた。

【地域通貨「フシノ」導入】

榎野川源流を守る運動を展開していた最中、山口県は環境行政の指針として「やまぐちの豊かな流域づくり構想」を策定した。その中で同川がモデル河川に位置付けられ、同川流域を豊かにするボランティア活動を支援する事業展開の手法の一つとして、「地域通貨」導入に取り組むこととなった。

源流を守る運動の組織をそのまま母体とする「榎野川流域地域通貨検討協議会」を結成し、本格的な地域通貨導入の取り組みが始まった。平成15年6月、協力4店舗でスタートしたが、1年を待たずに38店舗が加入し、環境保全ボランティアに参加した人に配布される通貨も、既に432万フシノ（1フシノ＝1円相当）が発行された。

【公共事業における「仁保方式」が定着】

私権が手厚く保護されている昨今では、公共事業を進めるに当たって、用地問題が解決したらその事業は8割完成したのも同然と言われている。仁保では、これを逆手に取った。つまり「自分たちが持っている用地を出しさえすれば、すべての事業の8割はできる。残る2割だけ行政にお願いしよう」という考えである。

以来、多くの事業を陳情するに先立ち、行政備え付けの「土地売買契約書」「登記嘱託承諾書」を取り寄せ、地権者全員の実印を押印し、さらに印鑑証明書を添付して陳情に臨むこととした。これらの契約書などには土地の表示はもちろん、面積も金額も何ら記載されていないのは当然である。この方式は30年間固く守られ、今日の住民総意によるむらづくりの基本になっている。

（出典：月刊地域づくり（財）地域活性化センター）平成16年6月 特集 地域自治の確立とまちづくり

仁保の郷土史、みんなで創る近代的いなか社会づくり 平成13年度豊かなむらづくり天皇杯受賞記念誌

山口市仁保地区におけるむらづくりの展開

- 昭和44年**
(1969年) 仁保地域開発協議会の設立
- 昭和46年**
(1971年) 「近代的いなか社会」の建設を基本理念とする「地域開発構想」の取りまとめ
- 昭和47年**
(1972年) 47年大水害
- 昭和48年**
(1973年) 住民が参加する祭りとして大農業祭り開始
- 昭和50年**
(1975年) 「土を動かすむらづくり」開始
- 昭和52年**
(1977年) 地区内（上郷）でほ場整備が開始される
- 昭和53年**
(1978年) 教育懇話会（新任教員の地区内歩き）開始
- 昭和58年**
(1983年) 「上郷営農改善組合」の設立とあわせて「大富をよくする会」を発足
- 昭和60年**
(1985年) 生協・消費者との交流「ふれあい交流会」設置
- 昭和61年**
(1986年) 地区内（上郷）に農協が農産加工所を設置し、農村女性で結成された「むらの味加工組合」へ委託
- 昭和62年**
(1987年) 「彩り豊かなむらづくり」開始
- 平成元年**
(1989年) 生協との産直提携活動
- 平成2年**
(1990年) 「安心をむらからまちへはこぶ里」（少農薬、有機づくり開始）
- 平成7年**
(1995年) 「いろどり市」（朝市）設置
- 平成10年**
(1998年) 「仁保むらづくり塾」（若手組織）の発足、中心市街地との交流開始
- 平成12年**
(2000) 道の駅・仁保の郷オープン（地元出資の運営会社設立）
- 平成13年**
(2001) 榎野川源流を守る運動
- 平成15年**
(2003) 榎野川流域地域通貨検討協議会による「地域通貨フシノ」の取組
- その他** 平成13年度 農林水産祭「豊かなむらづくり部門」天皇杯受賞

（出典：自立と協働によるまちづくり読本 小田切 徳美共著）

仁保の郷土史（仁保の郷土誌刊行会）

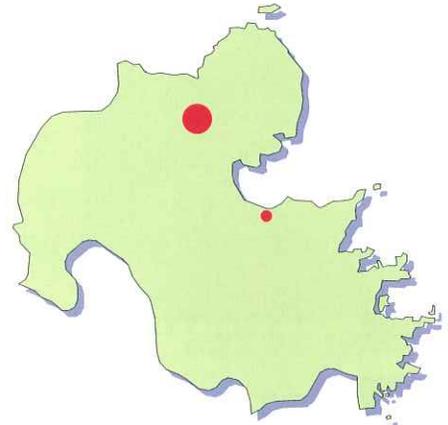
みんなで創る近代的いなか社会づくり 平成13年度豊かなむらづくり天皇杯受賞記念誌）

事例 3

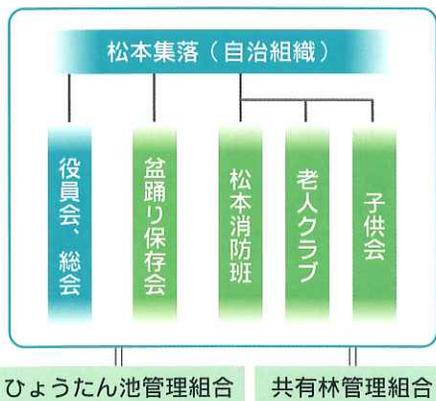
快適・やすらぎの里・いきいき松本の里づくり

大分県宇佐市安心院町 松本集落
(通称 「イモリ谷」集落)

- ◇ 世帯数 56戸
- ◇ 集落数 1



自治区の組織



松本集落は、旧安心院町の中央部に位置し、上空からみた地形がイモリに似ていることと、「井守り」水環境を守るという意味から「イモリ谷」と通称されている。

集落の運営は、平成に入った頃から民主的な運営に心がけ、自治会を全戸加入とし、役員を投票で選出し運営に当たっている。後継者のUターン（7戸）やIターン者（9戸）も多いため、役員に若手や女性が参入し新しい考えが集落運営に活かされている。

平成12年には、営農の効率化、生産調整への対応のため、集落営農に取り組んでいる。

むらづくりでは、若者を中心に「ホタルコンサート」などを開催し、都市との交流にも勤めてきた。

ワークショップ（集落点検活動）の取組と実践

平成12年には、集落の高校生から高齢者までが参加したワークショップを開催し、「快適・やすらぎの里・いきいき松本」と銘打った集落ビジョンを作り、松本集落の将来あるべき「むらの姿」を描いたことで、それまで行われてきた各種の活動を機能的にまとめるきっかけとなった。平成14年春の集落総会では各種のイベントへの自治組織の協力、支援を約束した。（ビジョンは次ページに掲載。）

ビジョンでは、生産調整で栽培した大豆を活用した農産加工や直売、グリーンツーリズムに積極的に取り組むこととしているが、現在、加工所（豆腐、納豆）の開設、大分市の豆腐店での集落産大豆を使った「こだわり豆腐」の販売、集落の野菜の委託販売など集落アンテナショップ活動の実践が行われている。

（出典：安心院町松本集落のむらづくり イモリ谷の活動記録 大分県安心院町イモリ谷集落、大分県宇佐両院地方振興局農業振興普及センター）

“松本の夢” 実現に向けたアクションプラン

快適・やすらぎの里「いきいき松本」行動計画

松本の夢	活動イメージの具体化 (整備予定内容、取り組みなど)	取り組み予定時期		活動主体			備考 (資金調達法等)	
		すぐ	近い将来	遠い将来	個人ですること	地域で取り組むこと		行政にお願いすること
①自然と共生できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内景観の保持 ・ホテルの住める環境づくり ・わらぞうりで松本散策 ・自転車でむらめぐり ・くぬぎ林の図書空間 	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの適正処理とゴミをださない工夫 ・屋敷まわりの美化 	<ul style="list-style-type: none"> ・山林へのゴミ投棄の禁止 ・技術伝承会(わらぞうりづくり) ・松本の宝さがし ・地域資源マップづくり ・くぬぎ林の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村整備事業の検討 	
②水を楽しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・釣りや遊びのできる懐かし い川の取り戻し(川の上をなくす蛇行した川) ・水性生物をふやし、自然観察 	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・図書の提供 ・川を汚さない工夫(生活排水の適正処理、ゴミの不法投棄をなくす、トイレの水洗化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落排水対策に対する勉強会の開催 ・川、水路の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業導入について事業各課との連携 	
③やすらげる場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワールード、桜並木づくり ・お宮、お仮屋を花公園(桜、ムクゲ)に ・祭の復活(大池祭等) ・集落行事の開催(運動会、文化祭、大豆を使った節分大会、農道を活用した親子サイクリング、ホテルコンサート) ・大きな木 	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動への参加 ・集落行事への積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・花づくり部会の結成 ・先進事例調査 ・花苗の育苗、定植 ・祭りや盆踊りなどの保存活動 ・松本むらづくり協議会の設立(集落行事部会) ・四季折々のイベント開催 ・松本のシンボル苗木の植え付け 		

松本の夢	活動イメージの具体化 (整備予定内容、取り組みなど)	取り組み予定時期			活動主体		備考 (資金調達法等)	
		すぐ	近い将来	遠い将来	個人ですること	地域で取り組むこと		行政にお願いすること
④住む人にやさしい空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整理、清掃 ・遊歩道の設置 ・道路にベンチ ・集落案内版の設置 ・児童館 ・老人ホーム ・デイサービスセンター ・テレビ局 ・各種施設の設置(役場、農協、スポーツ施設) ・りっぱな公民館の整備 ・健康管理施設を整備 ・夢を育む施設(共同利用施設) ・むらの達人に学ぶ場づくり(昔の遊び) ・町営住宅の建設 ・共同温泉 ・広場 ・農産物直売所 	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・土木事務所との連携 ・町総務課と連携 ・老人福祉担当部所との連携 ・補助事業導入 ・建設課との連携
⑤地域資源を生かした産業おこし	<ul style="list-style-type: none"> ・農産加工(規格外大豆活用、豆腐、こんにやく、もち) ・農村食堂 ・居酒屋 ・猪肉の販売 ・ぶどうの荒廃園を活用し、山菜づくり ・温泉熱利用施設整備(農作物、すっぽん、どじょう、ほたる増殖) 	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭菜園の充実 ・高齢者による生き甲斐農業の実践 ・加工技術の向上 ・産物と生産者調査 ・生産グループの結成 ・ふれあい市場の設置 ・加工グループの結成 ・加工施設の研究グループの結成 ・郷土料理研究グループの結成 ・山菜生産グループ結成 ・周年栽培計画作成指導 ・生産技術指導 ・施設整備のための事業導入 ・加工グループ育成 ・加工技術支援 ・グループ育成 ・施設整備のための事業導入

松本の夢	活動イメージの具体化 (整備予定内容、取り組みなど)	取り組み予定時期			活動主体			備考 (資金調達法等)
		すぐ	近い将来	遠い将来	個人ですること	地域で取り組むこと	行政にお願いすること	
⑤ 地域資源を生かした産業おこし	<ul style="list-style-type: none"> ・安心院一番街 	○			<ul style="list-style-type: none"> ・誇りのもてる集落に定着した自信を呼び起こす 	<ul style="list-style-type: none"> ・松本活性化委員会の設置 		
⑥ 農村型のリゾート開発	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場 ・ひょうたん池(大池)にポー ト場、自然公園整備 ・ゴルフ場 ・集落の周辺の山の活用 ・仁王像を観光資源化 			○ ○ ○		<ul style="list-style-type: none"> ・地形に合わせた土地 地利用 ・手づくり公園の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報の提供 ・観光行政との連携 	
⑦ 地域に根ざした学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ・松本入口関所づくり(松本入 国管理局) ・学生の合宿村 ・自然学校、農業体験学校 (竹の子狩り、炭焼き、親子で 昆虫採集) 	○ ○				<ul style="list-style-type: none"> ・松本の昔を語る会 結成と文化資源の 保護 		
⑧ 共同経営を考えた集落営農と 後継者育成	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農で機械の共同利用 ・農業で生活でできる条件整備 と後継者の育成 ・むらの達人から野菜や花づ くりを学ぶ 	○ ○ ○				<ul style="list-style-type: none"> ・松本営農組合機械 部会の機能充実 ・松本営農組合の機 能充実と共同作業 の拡大 ・むらの達人掘り起こし ・技術伝承講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農組合の育成 支援 ・事業導入 ・農業振興計画の 推進と事業導入 	
⑨ 若者が住みたくなくなる魅力ある むらづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・松本に若者がUターンでき るようならむらづくり 	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・無責任なうわ さは慎む 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が楽しく集え る場所づくり 		
⑩ 集会の時間厳守と全員の出席	<ul style="list-style-type: none"> ・集会の時間厳守と全員の出席 	○			<ul style="list-style-type: none"> ・集落行事への参 加と時間厳守 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落情報紙の発刊 ・掲示板の増設 		

新たな地域コミュニティ組織づくり
ガイドブック

資料編

～「手づくり自治区」をつくろう～

1

本県の中山間地域づくりの基本方向

〈1〉中山間地域について

山口県では、中山間地域を以下のとおり定めており、県土の約7割を占め、県民の約3割が居住する地域となっています。

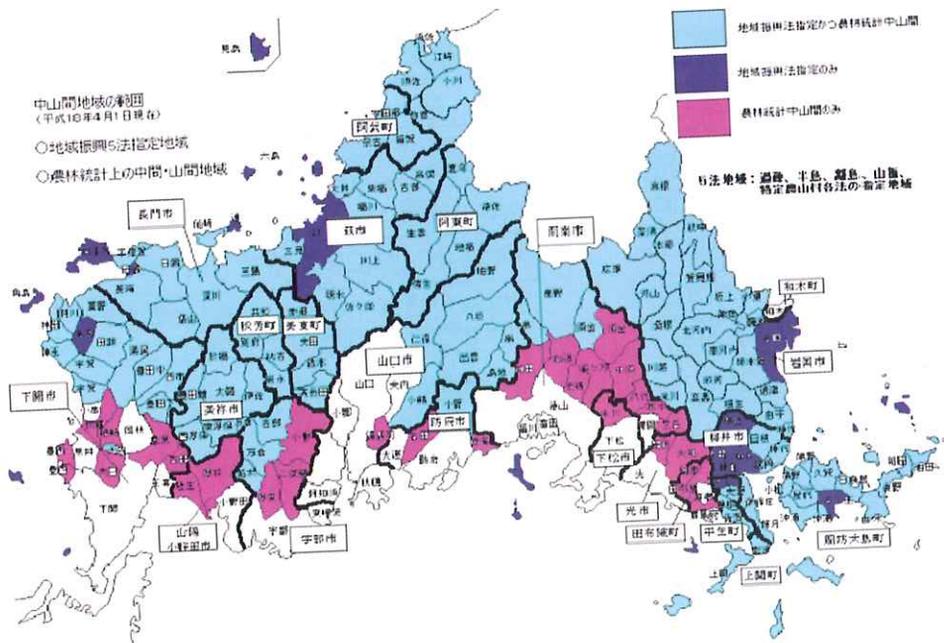
中山間地域では、そこに暮らす人々の営みにより、「県土の保全」や「水源のかん養」、「都市住民への安らぎの場の提供」など、多面にわたる機能が保持されており、こうした面からも、人々の「くらし」の基盤となる地域コミュニティを維持していくことは、とても重要な課題となっています。

(1) 地域振興5法の適用地域

- ① 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域
- ② 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき公示された特定農山村地域
- ③ 「山村振興法」に基づき公示された振興山村地域
- ④ 「半島振興法」に基づき公示された半島振興対策実施地域
- ⑤ 「離島振興法」に基づき公示された離島振興対策実施地域

(2) 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域

※農業地域類型区分は、昭和25年2月時点の市町村を単位としたもの



【中山間地域を有する市町村】※平成18年4月1日現在

全 域	12市町	萩市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、美東町、秋芳町、阿武町、阿東町
一 部	9市町	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、山陽小野田市、光市、田布施町

表1-1 中山間地域の人口、面積

区 分	中山間地域①	県全体②	①/②(%)
人 口(人)	493,071	1,492,606	33.0
総土地面積 (km ²)	4,441.57	6,111.91	72.7
耕地面積 (km ²)	357.35	537.12	66.5
森林面積 (km ²)	3,223.06	4,332.65	74.4

資料)「国勢調査」(平成17年)、「全国都道府県市区町別面積調」建設省国土地理院(平成17年)
「耕地面積調査」農林水産省統計情報部(平成12年)、「林業統計要覧」山口県農林部(平成12年)

本ガイドブック中の中山間地域の数値は、数値の連続性を確保するため原則として合併前の43市町村で整理しています。

(旧岩国市、旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町、旧柳井市、旧久賀町、旧大島町、旧東和町、旧橘町、旧大島町、上関町、旧大和町、平生町、田布施町、旧熊毛町、旧鹿野町、旧徳地町、阿東町、美祢市、旧楠町、旧山陽町、美東町、秋芳町、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町、旧長門市、旧三隅町、旧日置町、旧油谷町、旧萩市、旧川上村、阿武町、旧田万川町、旧むつみ村、旧須佐町、旧旭村、旧福栄村)

表1-2 中山間地域の持つ多面的機能の評価額 (平成17年度)

区 分	評 価 額	主な機能
森林・山村	8,451億円	水源かん養・土砂崩壊防止 等
農業・農村	643億円	洪水防止・保健休養やすらぎ 等
水産業・漁村	2,648億円	環境保全機能・物質循環補完機能等

注1) いずれも国等が評価した計算方法をもとに、県において試算したもの。
注1) 評価額の合計は1兆1,742億円となるが、区分ごとの評価額には一部重複がある。

1

〈2〉 山口県中山間地域づくりビジョンについて

1 新たな地域コミュニティ組織づくりの促進

山口県では、中山間地域の総合的・戦略的な振興を図るための指針として、「山口県中山間地域づくりビジョン」を平成18年3月に策定しました。

ビジョンでは、人々のくらしの視点に立って「山・里・海の豊かさをくらしに活かす地域づくり」を基本目標に、生活基盤の整備、産業の振興、都市との交流等の各般の対策を総合的に進めていくこととしています。

その中で、緊急性を要する課題については、12の重点プロジェクトを設定し、部局横断的に取り組んでいます。

特に、集落の減少という「これまでと質の異なる過疎化」や集落機能の低下、市町村合併に伴う周辺地の活性化という視点から「新たな地域コミュニティ組織づくり」を全ての対策の基本となるプロジェクトとして位置づけ、集落機能の低下等を広域的に支え合うため、集落の枠組みを超える新たなコミュニティ組織づくりを進め、持続可能な地域づくりを重点的に促進することとしています。

2 市町と地域の取組

地域づくりは、市町が主体的な役割を担うことが必要であり、地域コミュニティ組織の育成に当たっても、市町が、その育成方針を示し、地域づくりを計画的に進めるため「市町中山間地域づくり指針」の策定を進めています。

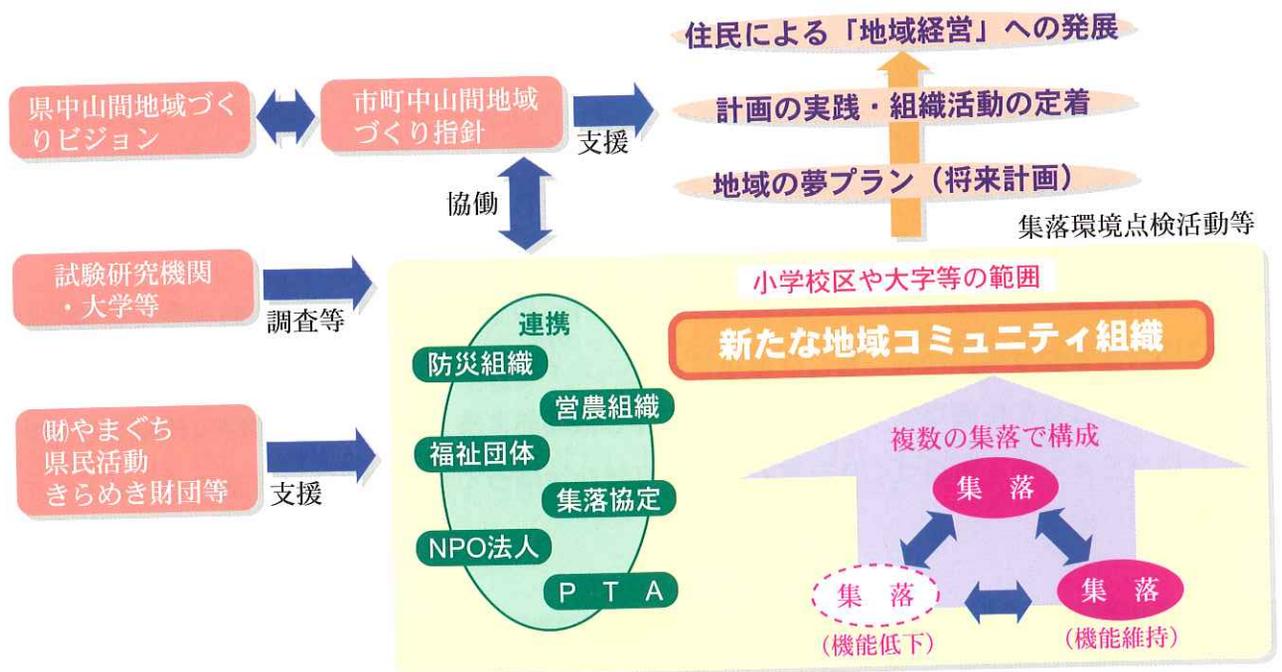
また、地域においては、住民自身が将来展望を明確にし、その実現に向けて市町等と協働しながら取り組むことが重要であることから、集落点検活動などのワークショップ手法も用いながら、住民自らが地域の将来像や目標、行動計画等を定めた「地域の夢プラン」づくりを促進することとしています。(58P)

新たな地域コミュニティ組織づくりプロジェクト

取組の方向

集落機能の低下や市町村合併に伴う行政範囲の広域化に対応するため、小学校区や旧町村(昭和25年時点)等の範囲で、広域で集落を支え合う、新たな「地域コミュニティ組織」づくりを促進します。また、その組織において、住民のアイデアを活かした「地域の夢プラン」(地域の将来計画)を作成するとともに、実践活動を通じて地域住民による自主的・主体的な「住民自治」というべき取組を進めます。

さらに、福祉団体や特定非営利活動法人(NPO法人)などの地域づくり活動団体の育成を行うとともに、集落連携のあり方等に関する調査研究を進めます。



主な取組

【地域・団体・市町段階】

- 市町による「中山間地域づくり指針」の作成
- モデル地域での地域コミュニティ組織づくりの推進(集落協定等既存組織との連携)
- ワークショップ(集落環境点検活動等)による「地域の夢プラン」作成の推進
- 「地域の夢プラン」の実現に向けての住民自治活動の展開

【県段階】

- ビジョン普及啓発と市町の「中山間地域づくり指針」の作成の促進
- モデル地域の設定(熟度、緊急度の高い地域への支援)
- 地域づくりアドバイザーの登録と派遣、地域づくりリーダー研修等の実施
- 地域づくり活動団体の支援と育成
- 集落連携の方策や地域経営のあり方等に関する調査研究

(参考)

中山間地域の振興に係る計画等の策定要綱

(平成18年(2006年)7月11日付け
平18中山間第222号地域振興部長通知)

第1 趣旨

中山間地域は、地域住民の生活の場や農林水産物の生産の場であるとともに、県土の保全や水源の涵養、県民へのやすらぎの場の提供など、多面的な機能を有しており、県民共通の貴重な財産とも言える地域である。しかしながら、過疎化、少子・高齢化の進行に伴い、産業活動や集落機能が低下するなど、厳しい状況におかれている。

また、市町村合併が進展し、中山間地域の多くは市町の周辺部に位置することとなりその活性化も重要な課題となっている。

このような状況の中で、県・市町及び地域が協働して中山間地域の振興に取り組み、活力と魅力のある地域社会を創っていく必要がある。

このため、「山口県中山間地域振興条例」(平成18年7月11日公布、県条例第51号、以下条例)という。)を踏まえ、県、市町、地域がそれぞれの役割をもとに、中山間地域の振興に向けて、総合的、計画的に取り組んでいくために、本要綱においては、中山間地域の振興に係る計画等の策定に関する基本的な方向を定めるものとする。

第2 指針等の策定

1 県基本計画の策定

条例第8条に定める県基本計画については、平成18年3月に策定した「山口県中山間地域づくりビジョン」(以下「県ビジョン」という)をもって充てるものとする。

2 市町との連携

中山間地域の振興に向けて、市町が主体性を持って、総合的、計画的に取り組むとともに、条例第4条に定める市町との連携を促進するため、市町は、地域の現状を点検評価し、県ビジョン等も参考としながら、総合的かつ主体的な中山間地域振興方策を定めた「市町中山間地域づくり指針」(以下「市町指針」という。)を策定し、県と連携しながら計画的に取組を進めることが望ましい。

(1) 市町指針の内容

市町指針に掲げる項目については、別紙1を参考とするものとする。

(2) 他の計画等との整合

市町指針の策定に当たっては市町建設計画(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年5月26日法律58号)第5条に基づく計画)や市町基本構想(地方自治法(平成17年5月18日法律第42号)第2条5項に基づく構想)及び山村振興計画(山村振興法(平成17年3月30日法律第89号)第8条に基づく計画)など他の地域振興計画との整合を図るものとする。

3 地域における振興計画の作成

中山間地域の振興は、地域住民の自主的・主体的な取り組みが最も重要であり、県ビジョン、町指針等を参考としながら、住民相互の話し合い活動やワークショップを通じて、地域の将来や行動計画、役割分担等について定めた「地域の夢プラン」を策定することが望ましい。

(1) 地域の夢プランの内容

地域の夢プランに掲げる項目については、別紙2を参考とするものとする。

(2) 地域の夢プランの地域の範囲

地域の範囲は、市町指針に掲げる地域コミュニティ組織の設定の考え方のもとで、集落機能の低下に対応し、集落相互の連携を促進することで地域維持を図るための新たな地域コミュニティ組織づくりを促進するため、小学校区や旧町村(昭和25年時点)など住民合意が図りやすい範囲とすることが望ましい。

(3) 他の計画等との整合

地域の夢プランの策定に当たっては、山口ふるさとツーリズムの推進に係る「地域資源点検活動」平成18年6月21日付け平18中山間第117号中山間地域づくり推進室長通知)や中山間地域直接払交付金実施要領(平成17年4月1日付け16農振第2149号農林水産事務次官依命通知)の第6に基づく集落協定やその他の地域段階における計画等との整合に留意するものとする。

4 県への報告

市町指針、地域の夢プランを策定した場合にあっては、市町を通じて県へ報告するものとする。
県は、報告を受けた場合にあっては、要綱第3による支援に努めるものとする。

第3 市町指針、地域の夢プランの策定及び実現に関する支援

市町指針、地域の夢プランは、地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、県は、市町指針、地域の夢プランの策定及びその実現に関して以下の支援を行うものとする。

1 市町指針、地域夢プランの策定に関する支援

(1) 中山間地域づくり地区連絡会議による支援

県中山間地域づくり推進室及び中山間地域づくり地区連絡会議(中山間地域づくり地区連絡 会議設置要綱(平成18年6月1日付け平18中山間第146号地域振興部長通知)に基づく会議。以下「地区連絡会議」という。)は、市町等の求めに応じて、市町指針の策定及びモデル的な地域における地域の夢プランの作成に関する支援を行うものとする。

(2) 地域づくりアドバイザー派遣等の支援

県は、地域からの要請に応じ、地域づくりのアイデアの提供や合意形成に関する支援を行うため、地域づくりアドバイザー派遣等の支援を行うものとする。

アドバイザー派遣等に関する詳細事項については、別に定めるものとする。

2 市町指針、地域の夢プランの実現に向けた支援

県は、市町指針及び地域の夢プランの実現に向けた積極的な取組に関して関係部局や出先機関の緊密な連携のもとに、総合的な支援に努めるものとする。

その場合、要綱第2の(4)に定める報告を行うに際し、地区連絡会議において、地域の取組に対する事業等について検討を行う。

(1) 中山間地域重点プロジェクト推進事業との関係

市町等が原則として市町指針及び地域の夢プランのもとで、県ビジョンに掲げた重点プロジェクトの推進に資する積極的な取組に対して、県は、「中山間地域重点プロジェクト推進事業費補金」(平成18年4月1日付け平18中山間第17号地域振興部部長通知)による支援を行うとともに、そのプロジェクトを効率的、効果的に進めるため、総合的な支援に努めるものとする。

別紙 1 市町中山間地域づくり指針の内容に関するガイドライン

1 策定の趣旨

市町において、中山間地域の現状の再点検、課題の整理を行い、地域住民等の意見に留意しなら、合併後の周辺地の活性化の視点を重視して活力と魅力のある中山間地域づくりの方向性を示すため、市町中山間地域づくり指針を策定する、なお、市町指針は、地域の夢プランづくり参考とするものとする。

2 市町指針の内容

市町指針に記載すべき事項については、以下の事項を参考とし、市町や地域の実情に即して記載を行うものとする。

(1) 記載することが望ましい事項

- ①各集落等の現状の再点検と解決すべき課題の抽出
- ②地域コミュニティ組織の育成の考え方
- ③県ビジョンの地域別振興方策も参考にしながらの地区ごとの振興方策の提示。
その際、県ビジョンに示した「5つの暮らし」の視点を踏まえて整理を行う。
- ④中山間地域の振興に資する具体的な取組の内容、役割分担 等

(2) 様式等

市町指針に関する様式は、任意とする。

3 県への報告時期

市町指針を県に報告する場合には、毎年度11月を目途とすることが望ましい。

別紙 2 地域の夢プランの策定に関するガイドライン

1 策定の趣旨

新たな地域コミュニティ組織の形成などを目指す地域において、住民主体の地域づくりを進めるため、ワークショップの手法も活用しながら、地域の合意のもとに今後の将像を描き、プランの作成やその実現のための実践活動を通じて、住民自ら地域づくりを進める「住民自治」活動を促進する。

2 地域の夢プランの内容等

地域の夢プランに記載すべき事項については、以下の内容を参考としながら、地域の実情に即して整理を行うものとする。

(1) 地域の夢プランの策定に関して記載することが望ましい事項

- ①地域の現状・課題、地域資源等の検証と地域住民に意向を踏まえ、市町指針等も参考に、今後取り組むべき事項、振興方策の整理と合意形成
- ②地域の夢プランの実現に向けた、取組の時期、役割分担
- ③地域の将来像（地図、イメージ図等）

(2) 地域住民の意見の反映

地域の夢プランの作成に当たっては、幅広い地域住民の意見やアイデアを反映したものとするため、住民相互の話し合い活動や集落環境点検活動などのワークショップや住民個別アンケートなどに取り組むことが望ましい。

(3) 様式等

地域の夢プランの作成に関する様式は、任意とするが、別添参考様式の活用も考慮する。

参考様式

〇〇 地域の夢プラン

〇〇地域の夢	活動イメージの具体化 (整備予定内容、取り組みなど)	取組予定時期			活動主体			備考 (資金調達法 関係事業名等)
		すぐ 将来	近い 将来	遠い 将来	個人ですること	集落等で取り 組むこと	集落等が連携し て取り組むこと	

■ 集落点検活動等ワークショップ結果に基づき地域将来像(地図、イメージ図等)を添付する。
 ■ 住民アンケート結果の概要等があれば添付する。

1

〈3〉 山口県中山間地域振興条例とコミュニティ

山口県議会では、中山間地域が、多面的な機能を有し、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産であるが、人口の著しい減少、少子・高齢化の進展等により、厳しい状況におかれているとの認識のもとで、平成18年7月に県議会提案による中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するための「山口県中山間地域振興条例」を制定しました。

条例の『施策の基本方針』（条例第7条）において「集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。」（同条第4項）とされており、条例においても地域活動の基礎的な単位である集落の維持・活性化が求められています。

山口県中山間地域振興条例の概要

【条例制定の趣旨】

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むこととし、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定する。

【条例の概要】

7 施策の基本方針（第7条）

中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次の6つの基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- ①中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- ②中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- ③定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- ④集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- ⑤農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること
- ⑥中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

1

〈4〉 国土形成計画とコミュニティについて

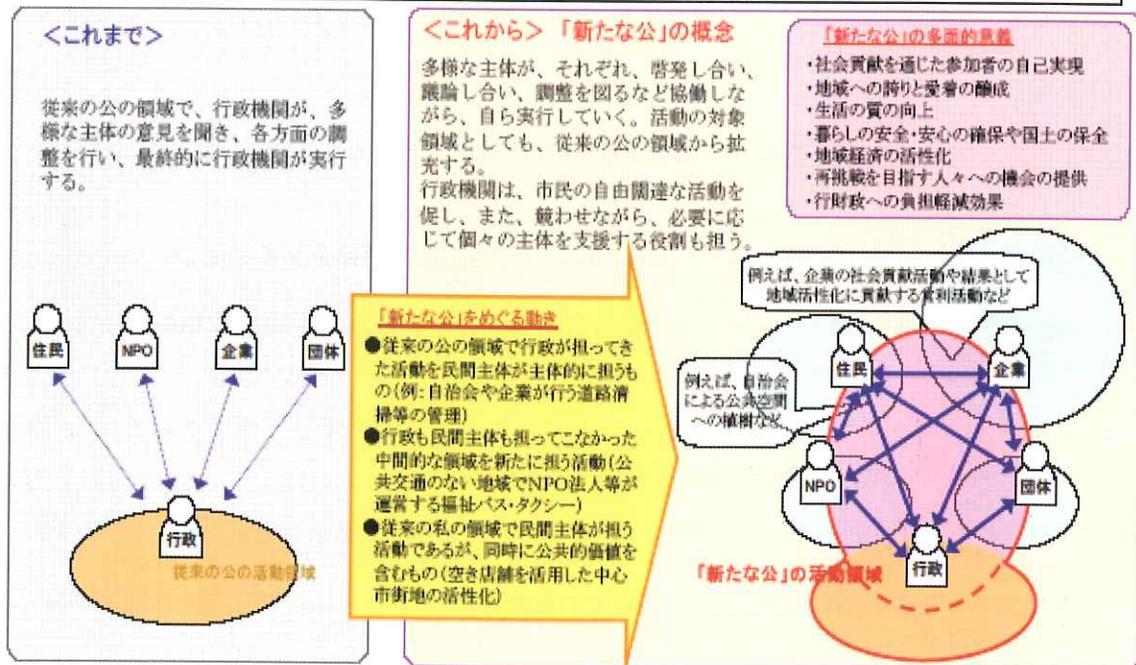
現在、国の新たな総合計画となる「国土形成計画」の作成が進められています。地方分権が本格化する中で、一層、地域の自立が求められる時代となっています。

現在策定中の「国土形成計画」においては、これまで、どちらかといえば行政主体であった地域づくりを、行政、住民、NPO、企業、団体が協働しながら担っていくことを目指し、『新たな公による地域づくり』を重要な取組として掲げています。

本県における新たな地域コミュニティ組織による「住民自治」の活動は、この「新たな公」による地域づくりの取組と符合するものです。

「新たな公」の考えを基軸とする地域づくりのシステム

従来、主として行政が担ってきた地域づくりについて、
 ①行政だけでなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手としてとらえ、
 ②これらの多様な民間主体と行政の協働によって、
 ③従来の公の領域に加え、公と私の中間的な領域にその活動を広げることできめ細かなサービスを提供する、という「新たな公」の概念を基軸とした地域経営や地域課題解決のシステムへ転換する。



資料) 国土交通省

2

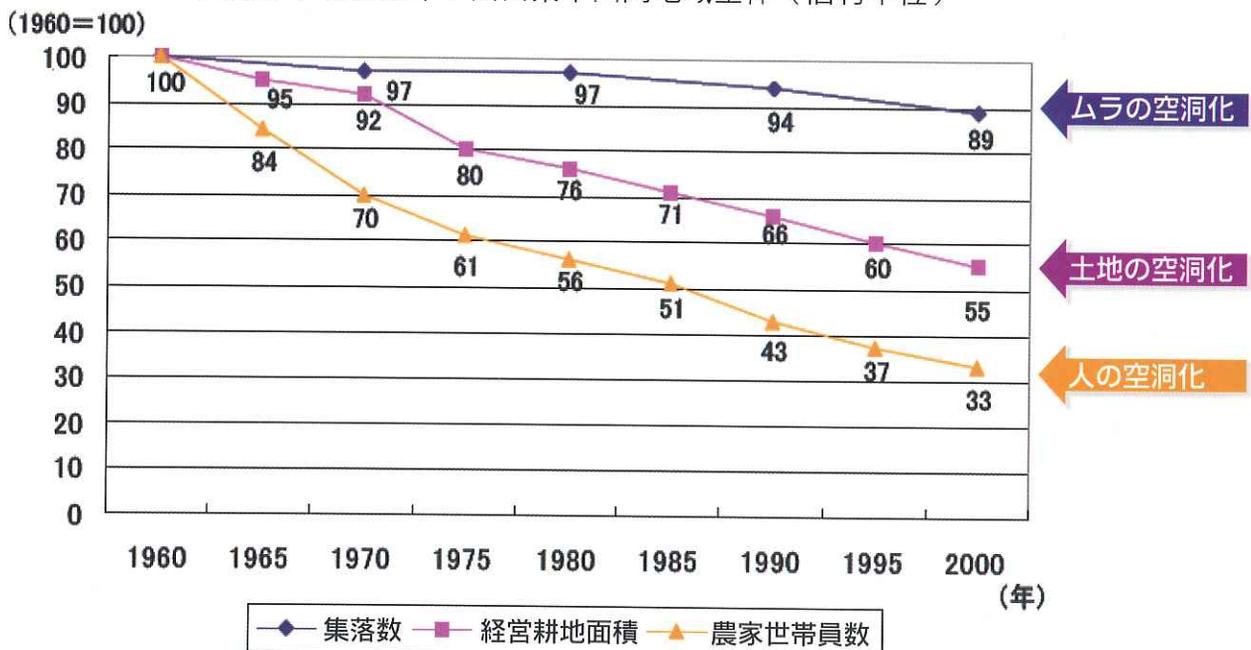
中山間地域の集落、地域づくりの課題

〈1〉集落の減少

本県の中山間地域は、過疎化に伴い、急激な人口の減少が進行し、特に、山間地域を中心として、集落の小規模化・高齢化が進んでいます。（人の空洞化）、また、担い手の不足による耕地面積の減少（土地の空洞化）がすすんできました。さらに、1990年代に入って、次第に集落そのものが減少する事態となっています。（ムラの空洞化）

◎ 中山間地域における3つの（人・土地・ムラ）の空洞化の進展

集落数・農家世帯員数・経営耕地面積の動態
（1960年-2000年：山口県中山間地域全体（旧村単位））



資料：農林水産省「農業センサス」（各年版）

注1) 各指標について、1960年の数値を100として以降の推移を示している

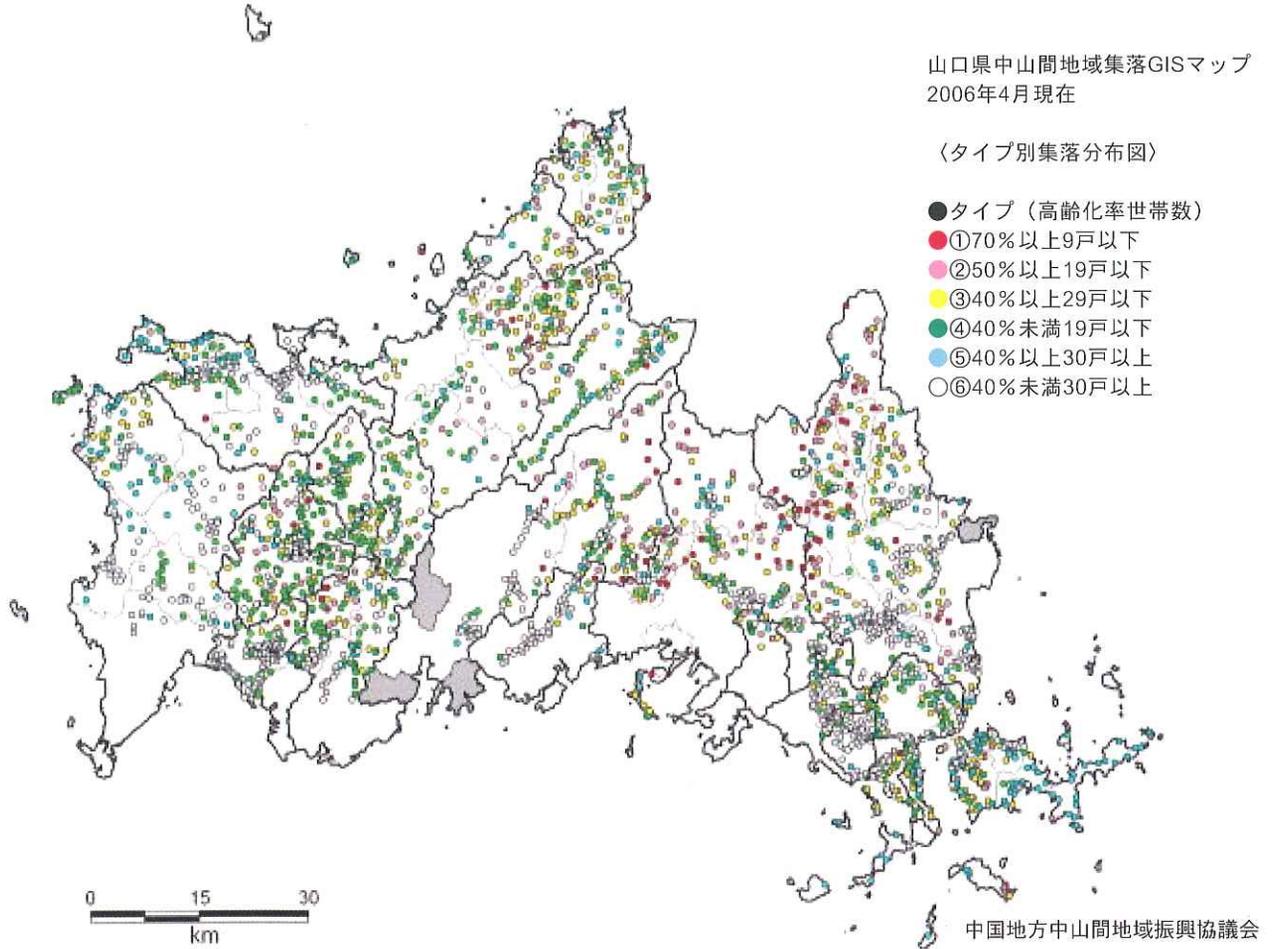
注2) 2000年時点の山口県中山間地域（旧村単位）に基づいて再集計している。

注3) 1990年センサスから農家定義が変わったため、1985年から1990年にかけての農家世帯員数と経営耕地面積データの連続性について注意が必要である。

資料) 明治大学小田切徳美教授、東京大学坂本誠研究生

◎ 山間地域を中心とした小規模・高齢化集落の増加

図 山口県における小規模・高齢化集落の分布実態（平成18年4月）



6つのタイプ（各表の①～⑥）ごとに集計						
分類	①	②	③	④	⑤	⑥
集落数	90	334	553	720	430	1178
比率	2.7	10.1	16.7	21.8	13.0	35.6

0.0
20.0
40.0
60.0
80.0
100.0

全集落に対する区分集計した集落の割合

資料) 中山間地域の全集落・自治会（農業集落に限らない）の人口等を各市町を經由し中国地方中山間地域振興協議会で整理人口、高齢化率は、平成18年4月の住民基本台帳により入手。なお、中山間地域内の市街地に位置する集落は除外

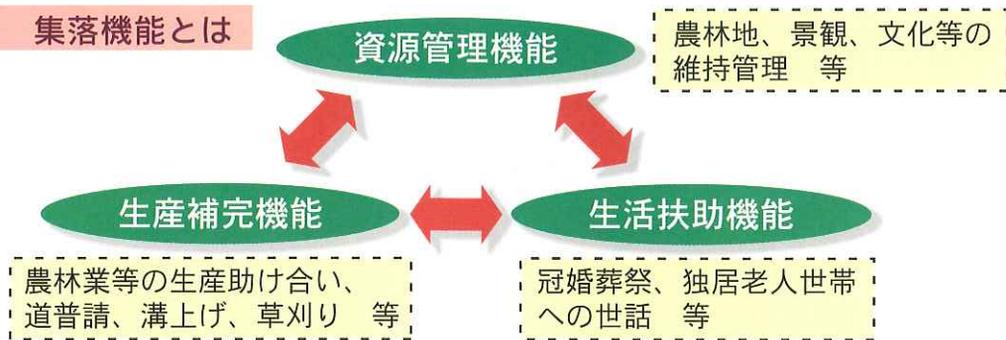
2

〈2〉 集落機能の低下

かつて、集落単位で活動していた子ども会、青年団などの地域活動や伝統行事の継承が、集落単位では、困難となってきている地域もあります。

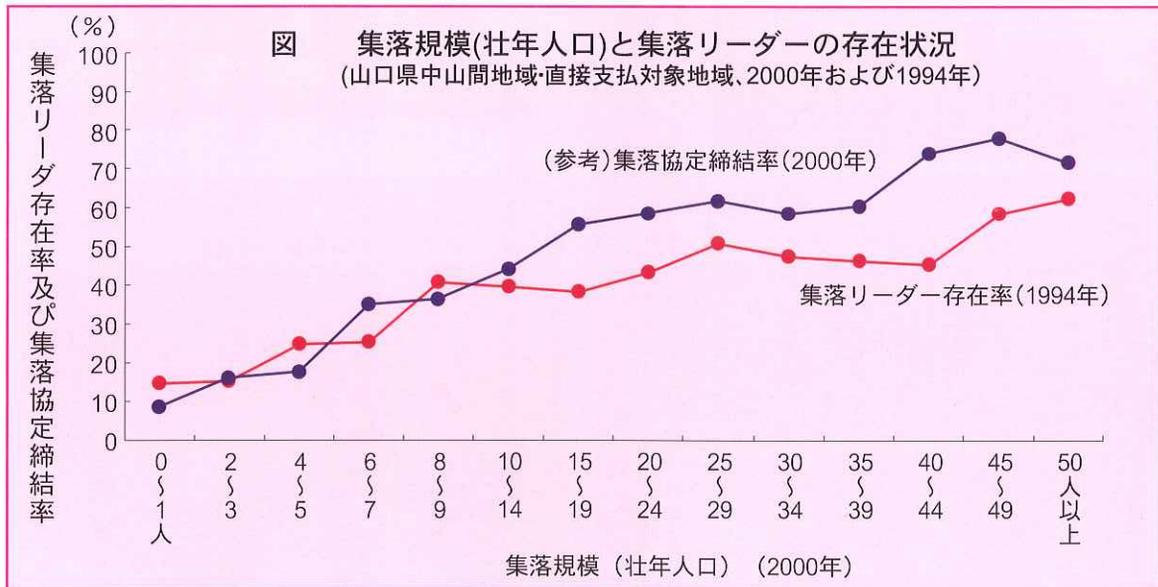
また、小規模化・高齢化が進行した集落では、リーダーの確保が難しくなったり、集落での共同作業が困難となるなど、集落機能が低下しています。

◎ 集落機能とは



◎ 集落機能の低下

■ 小規模化、高齢化による集落のリーダーの不足



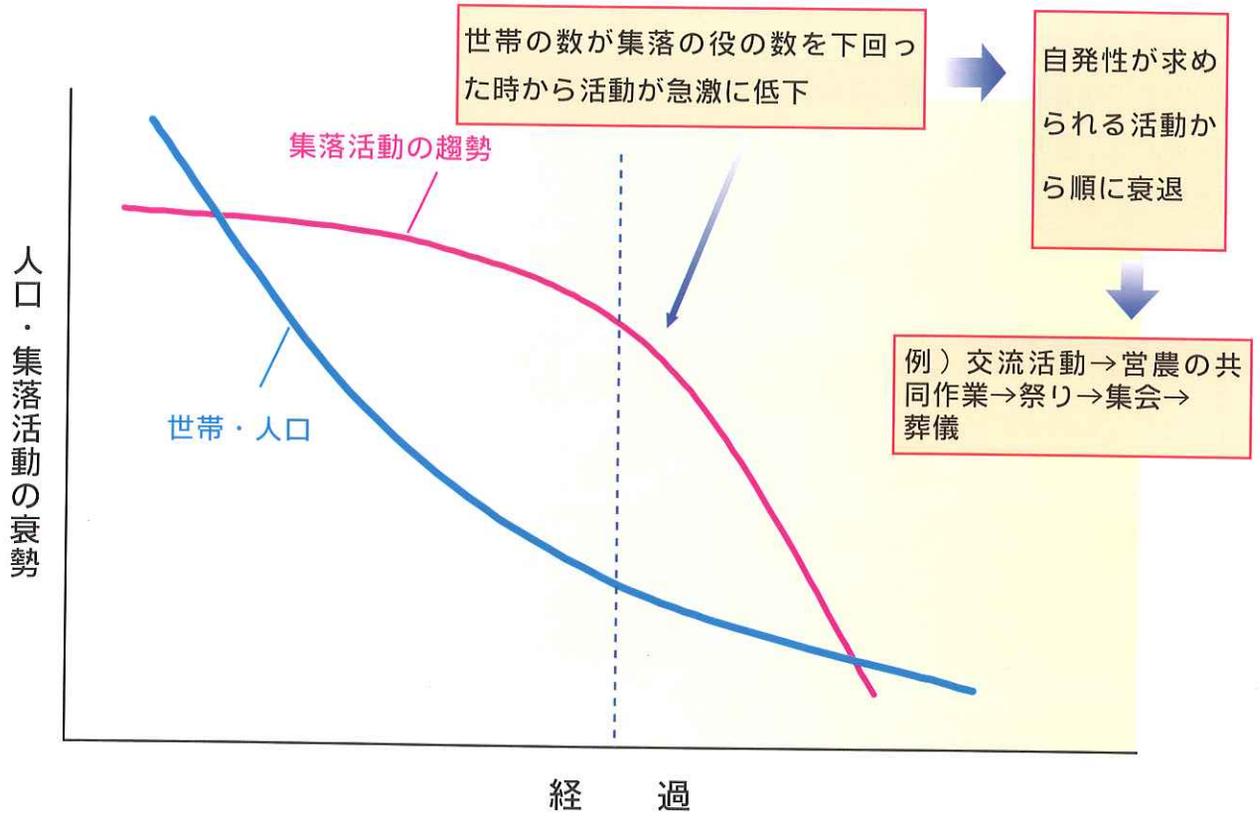
注1) 集計対象地域は、農林統計上の中山間地域でかつ中山間地域等直接支払制度の対象地域。
 2) 「集落リーダー存在率」は、センサス集落を対象としたアンケート調査個票(1994年山口県農林部実施)を再集計したもの。
 3) 「集落協定」はセンサス集落単位での締結状況(2000年山口県農林部調査)を再集計したもの。

資料) 明治大学小田切徳美教授、東京大学坂本誠研究生

人口流出や高齢化の進んだ集落では、参加する住民の数やとりわけリーダー層の輩出が困難な状況が何え、集落リーダーの確保状況や集落協定(中山間地域等直接支払制度)の締結率は小規模集落で低い傾向がある。

■ 小規模な集落では単独での行事が困難になってきている

集落機能の低下パターン



原画) 島根県中山間地域研究センター

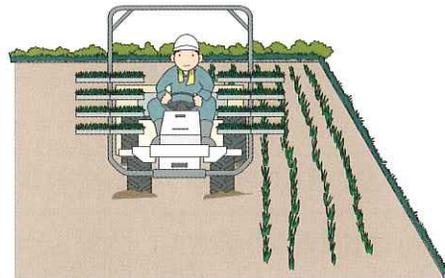
2

〈3〉 集落運営の停滞

中山間地域では、かつて、農林漁業を主業としていた世帯が多く、働く場所と暮らす場所が同じであり、それぞれの集落においては、人々が共に支え合いながら営みを続け、各世帯は均一性を持っていました。しかし、農林漁業の低迷や働き方の多様化による地区外への就労、共同作業の減少、生活様式の多様化などにより、地域では、生活や生産面での人のつながりが薄らいでいます。また、集落の運営は、家の戸主（男性が主）を中心とした話し合いにより進められていることが多く、地域運営の場に女性や若者などの声が反映されていない面もあります。さらに、集落での話し合いの結果を家族が知らないといった事態も見受けられます。

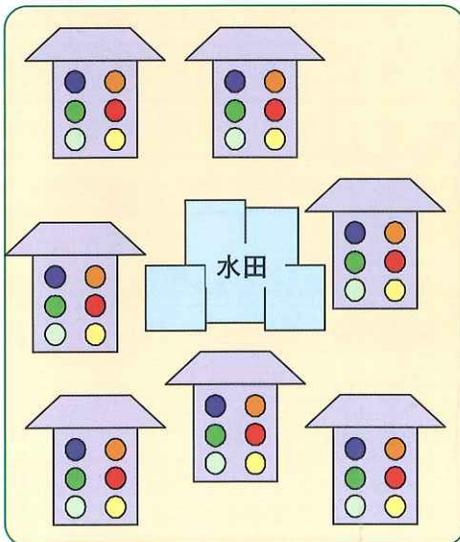
このような背景から、集落運営の停滞が生じています。

◎ 集落・世帯の多様化と人とのつながりの希薄化



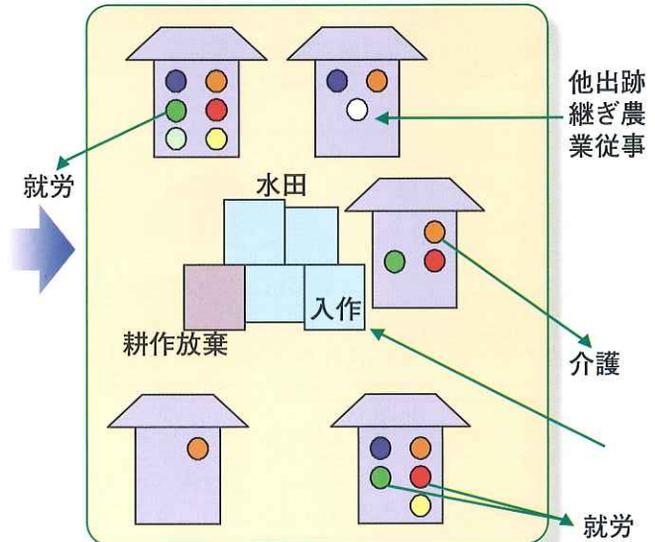
かつての集落

集落・世帯の均一性



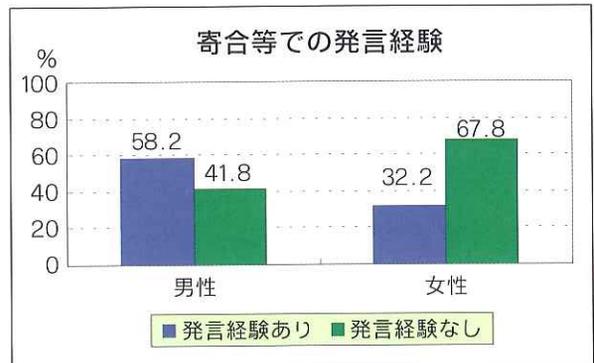
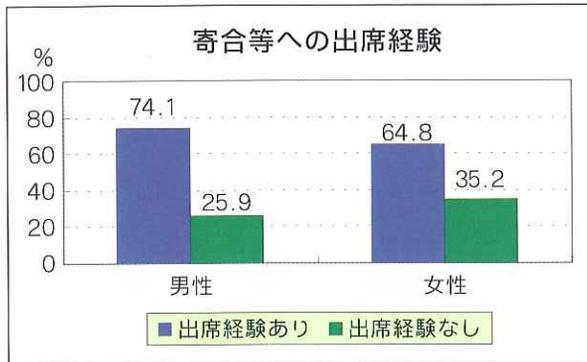
現在の集落

集落・世帯の多様化



◎ 集落運営の硬直化（戸主中心の運営）

■ 戸主（主に男性）中心の集落運営がされており、意思決定に女性の参加が少ない傾向がある。

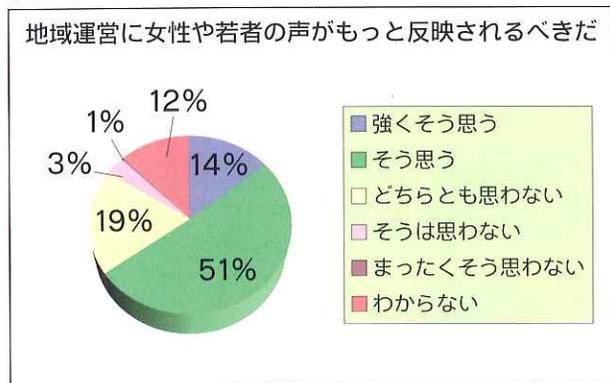


資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査（平成17年7月）

集落への寄合への出席は、男女の間の差はあまりありませんが、寄合での発言経験については、大きな差が開いています。集落の意思決定における「男女共同参画」は、依然、課題として残っています。

■ 若者、女性の声を集落運営に反映させるべきだという意見が多い一方で、若者、女性は、集落活動の内容をあまり認知していない状況にあります。

図



表

集落活動の認知度 (%)

区分 年代	男性			女性		
	知っている	一部知っている	知らない	知っている	一部知っている	知らない
～30代	10.4	40.0	49.6	6.6	45.8	47.6
40代	34.9	45.3	19.8	25.7	50.6	23.7
50代	58.3	24.9	16.8	39.9	45.3	14.8
60代	65.6	24.9	9.5	46.7	40.0	13.3
70代	68.7	21.4	9.9	41.3	42.5	16.2
80代～	52.8	29.2	18.1	30.6	42.6	26.8

資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査（平成17年7月）

地域づくりに女性や若者の声をもっと反映されるべきだとの意見が65%と高くなっています。一方、集落活動の内容の認知は、若い世代や女性で低くなる傾向にありました。

2

〈4〉地域の「誇り」の空洞化

平成17年に実施した中山間地域住民意識調査において、年齢が若くなるにつれ、この地域に住み続けたいという思いを持つ人が少なくなる傾向にあります。また、地域に対する「誇り」は、弱まる傾向があります。

地域がさびれることに対するあきらめの気持ちを持つ人も多い一方で、みんなで話し合い、行動することの重要性を認識する人も多くおられます。

- 若い世代ほど、地域に住み続けたいという思いが少なくなり、地域に対する「誇り」も弱まる傾向にある

表 今後もこの地位域に住み続けたいか (%)

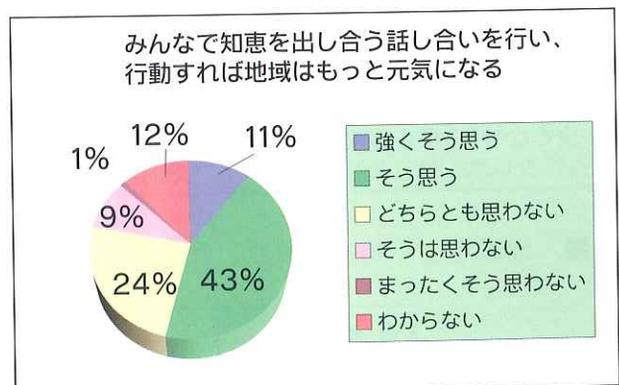
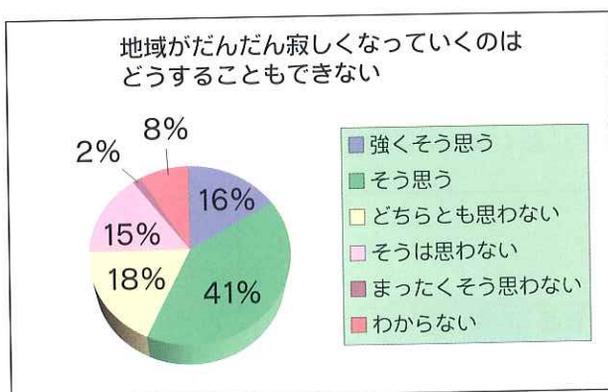
区分 年代	男性		女性	
	肯定的回答	否定的回答	肯定的回答	否定的回答
～20代	40.0	17.0	29.9	19.7
30代	57.0	15.1	50.8	14.2
40代	63.8	8.6	55.0	12.1
50代	69.3	7.8	57.0	12.1
60代	77.0	6.7	71.1	8.8
70代	83.1	4.2	83.1	3.4
80代～	80.3	5.6	82.9	2.3

表 この地域は誇るべき地域だと思うか (%)

区分 年代	男性		女性	
	肯定的回答	否定的回答	肯定的回答	否定的回答
～20代	27.4	22.2	42.2	13.0
30代	39.2	20.5	37.7	14.5
40代	42.4	18.7	37.9	14.8
50代	44.4	16.3	31.8	19.1
60代	46.7	18.0	41.8	20.1
70代	43.6	18.2	51.2	12.6
80代～	48.6	14.6	49.8	8.9

資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査 (平成17年7月)

- 地域がさびしくなるあきらめの気持ちの一方で、話し合い・行動することの重要性を認識



資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査 (平成17年7月)

地域がだんだん寂しくなっていくのはどうすることもできないと感じている住民も多い一方で、みんなで知恵を出し合い行動することも必要であるとの回答も高くなっており、住民相互が知恵を出し合う場づくりが重要であることが伺える結果となりました。

2

〈5〉市町村合併に伴う旧町村の周辺部化

市町村合併が進み、典型的な中山間地域を多く抱える1日町村は相対的に周辺部に位置することとなりました。特に、山口県では「都市+中山間地域」という合併パターンが大部分を占めたことから、こうした傾向が他県と比較して生じやすい状況にあります。

周辺部の住民の中には地域の声が届きにくくなるのではとの懸念が生じているとともに、新しい市町にとっては、合併を契機とした新たなまちづくりが求められています。

市町村合併の状況

H14 56市町村

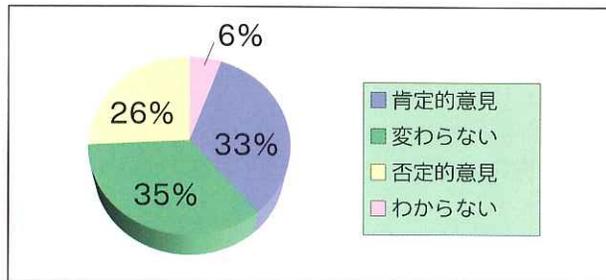
↓

H17 22市町



◎ 合併に伴う旧町村（中山間地域）住民の懸念

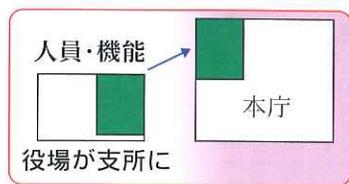
■ 「地域の声が届きにくくなる」ことを懸念する住民の存在



資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査 (平成17年7月)

合併に伴う、住民の意見の行政や議会への反映について、肯定的回答 [「良くなった」「良くなると思う」「少し良くなった」「少し良くなると思う」] に比べ否定的回答 [「悪くなった」「悪くなると思う」「少し悪くなった」「少し悪くなると思う」] が多い傾向にあります。

■ 地域をよく知る職員や、代表者の減少の懸念



資料) 自立した地域づくりの継承方策の検討調査報告書 (平成17年3月) : 国土交通省

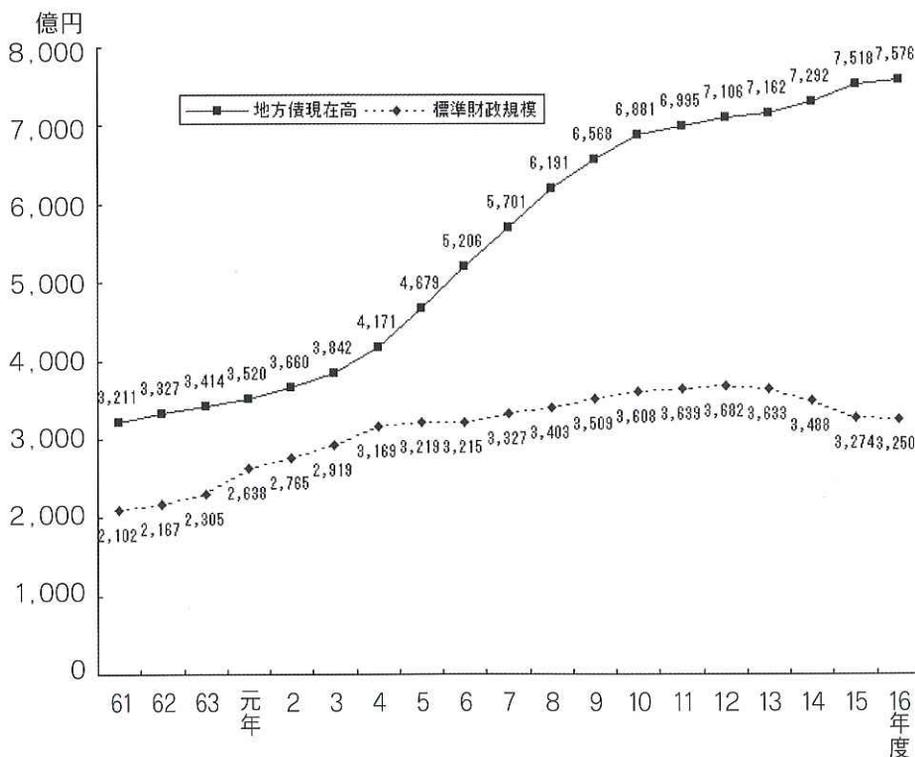
○ 市町行政の課題

- 行政区の広域化に伴い区域内の集落数が増加し、各集落の実情や課題などが細かく把握しづらくなる懸念があります。

項 目	平成14年度末	平成17年度末
1市町村あたり農業集落数	68.7	174.7
集落数でみた大規模市町 (上位5位)	防府市 221	下関市 434
	山口市 219	山口市 410
	徳山市 212	岩国市 376
	下関市 189	周南市 375
	柳井市 173	萩市 294
	(岩国市 97)	

- 市町は、厳しい財政状況のもとで、地域づくりについて効率の良い支援が求められ、特に、合併市町においては、各地域のバランスのとれた発展を進める必要があります。

図7-1 地方債現在高（特定資金公共事業債を除く）と標準財政規模の推移



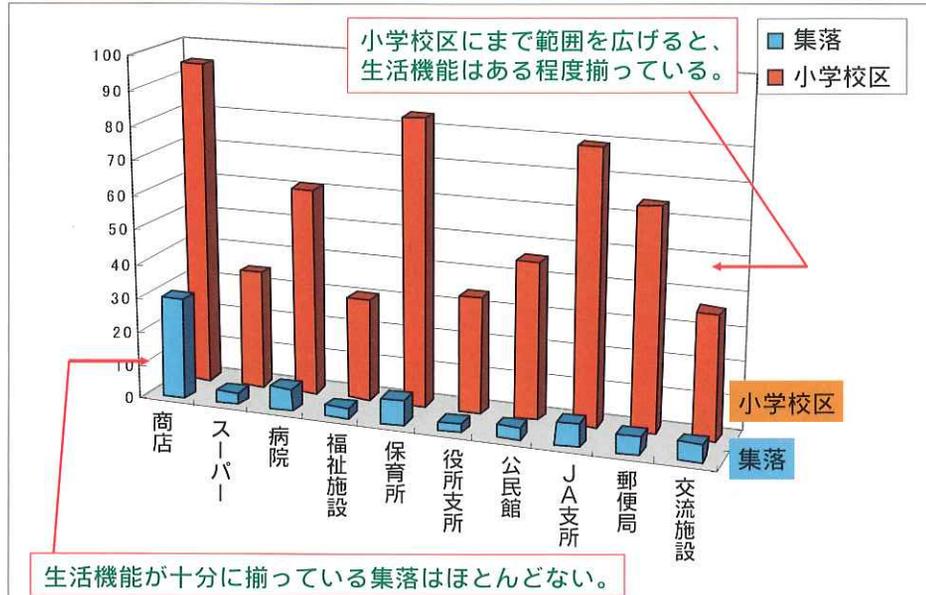
資料) 県地域振興部

2

〈6〉 地域活動の範囲

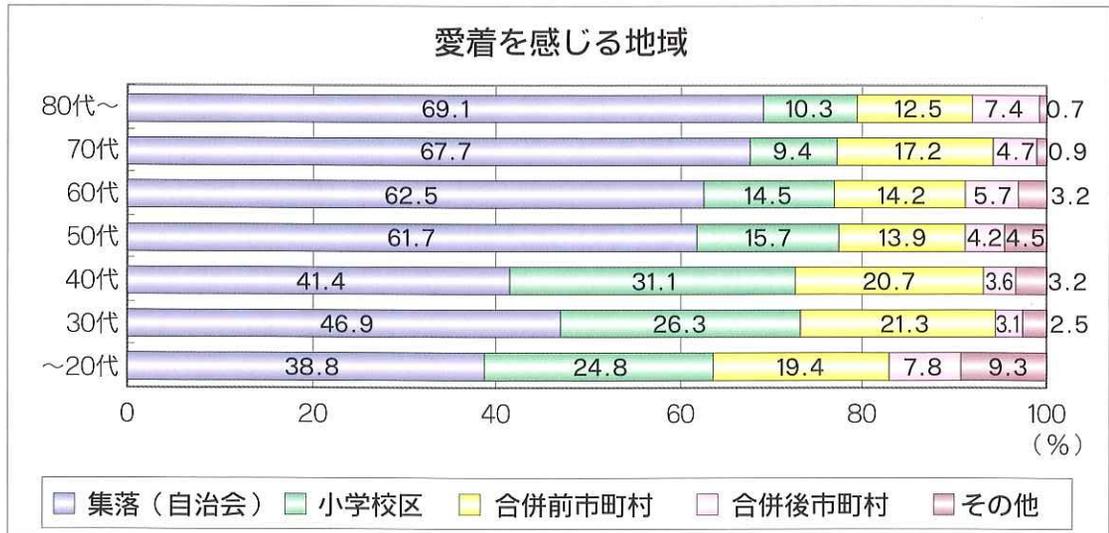
○ 基本的な生活機能を確保できる範囲

基本的な生活機能は小学校区単位で揃っている



「島根県中山間地域研究センター」平成10年度集落詳細調査より

○ 愛着を感じる地域単位



資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査 (平成17年7月)

住民がいずれの地域単位に帰属意識を持っているかについて確認した。その結果、最も多かったのは「集落(自治会)」であったが、40代までは小学校区との回答も多くなっている。地域づくりを考える上で、参加が得やすい範囲を考慮する必要がある結果となった。

3

「手づくり自治区」活動による住民意識の変化

〈1〉地域活力の維持

先行して「手作り自治区」を作り、住民自治活動を行っている地域においては、地域活力が維持されるとともに、地域住民のくらしの満足度の向上などの効果が発揮されています。

◎ 人口減少の局面であっても、「地域の活力維持」が図れる。

◎ 「誇れる」地域づくりが期待できる。

■ 「手作り自治区」における、「自らの手により自らの地域を良くしていく活動」を通じて、地域への「愛着」の増加や「誇り」の回復が期待できます。

○ 県内の中山間地域においても、地域づくりに意欲的に取り組んでいる地区は、地域への「誇り」が高い傾向が伺える。

	・地域内の景観 ・自然環境	・地域内の名所 ・旧跡	・地域内の特産物 (農産物等)	・地域内の産業	・地域内の諸行事 (祭り、イベント等)	・地域内出身の 著名人	・地域内に暮らす 人々	・地域内の助け合い などの社会関係	・その他のもの	・地域内に誇りと 思うものはない
合計	62.3	10.7	16.9	2.0	15.5	2.4	22.5	16.9	1.1	16.2
宇部市船木町	48.0	16.4	6.5	1.5	10.2	0.7	24.4	11.6	2.9	24.7
下関市殿居村	68.8	11.0	9.6	1.9	18.1	0.5	25.2	25.2	1.4	12.6
錦町高根村	78.8	13.5	16.3	2.5	20.9	1.2	21.2	16.6	0.9	8.0
山口市仁保村	67.3	9.7	34.7	2.3	15.6	4.3	24.5	23.0	1.0	9.7
周東町祖生村	59.7	3.6	9.0	1.4	24.4	1.4	26.5	20.9	0.2	13.0
長門市向津具村	61.4	4.8	7.2	1.2	6.0	1.2	12.7	8.4	0.8	26.3
長門市深川村	64.3	15.3	20.9	1.2	7.2	9.4	15.6	9.1	1.0	18.2
徳地町串村	57.4	17.2	7.4	1.0	15.5	0.3	32.8	18.9	2.0	16.2
萩市吉部村	59.4	6.2	37.9	2.4	13.4	1.3	21.2	15.1	1.3	15.3
萩市弥富村	54.3	11.3	9.8	4.9	19.9	1.2	20.6	16.6	0.3	23.6

資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査(平成17年7月)

山口市仁保、萩市吉部(旧むつみ村)において、「地域内の特産物」という回答が多くなっている。いずれの地域も、道の駅における直売活動や、県内有数の野菜の産地育成など地域内の資源の掘り起こしが、経済活動に結びついているところである。

また、錦町(現岩国市)高根、周東町(現岩国市)祖生では、地域内の諸行事(祭り)が誇りとなっている。さらに、錦町高根、山口市仁保では、「誇りと思うものはない」との回答が低くなっている。両地区とも地域づくりの先発事例として知られる地域であり、これまでの努力が今回の結果に現れている。

3

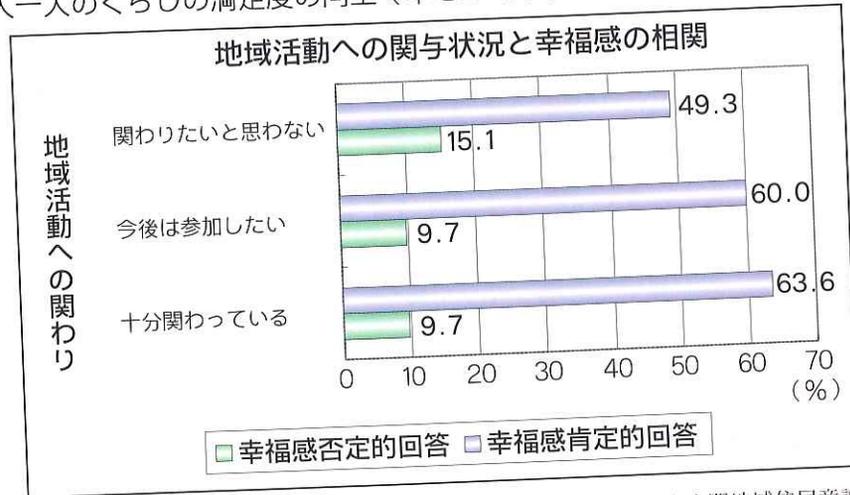
〈2〉 暮らしの満足度向上への期待

◎ 暮らしの満足度の向上(幸せづくり)が期待できる。

■ 「手作り自治区」における

- 地域の意思決定の場への参加
- 地域の夢の実現に協力して取り組む活動などが
- 新たな経済活動

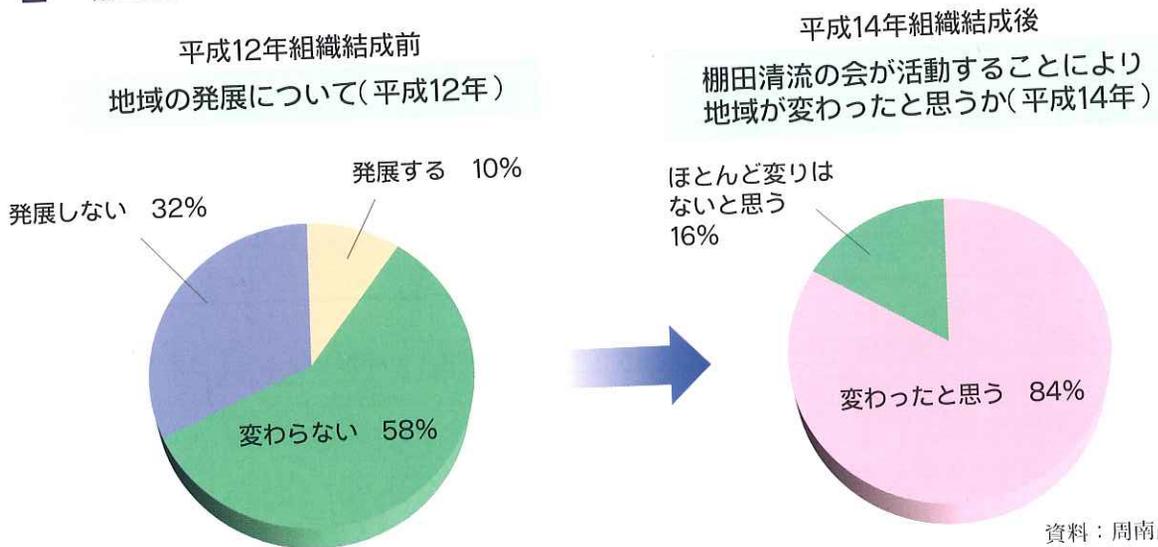
住民一人一人の暮らしの満足度の向上(幸せづくり)につながる傾向が伺えます。



資料) 山口県中山間地域づくりビジョンの策定に関する中山間地域住民意識調査(平成17年7月)

地域活動に十分関わっていると回答している者は、幸福感に対して肯定的な回答(質問:今幸福だと思うか回答:強くそう思う、そう思う)を示す割合が高い傾向にある。

■ 「棚田清流の会」(周南市中須北)における地域づくり活動の実践前と実践後の住民意識の変化



「手づくり自治区」活動に役立つ制度・事業等

(1) 中山間地域集落ネットワーク形成支援事業

急激な過疎化・高齢化に伴う、集落機能の著しい低下等の緊急的な課題に対応するため、集落を維持する「新たなコミュニティ組織」づくりやその基盤となる「生活交通システム」づくりを支援します。

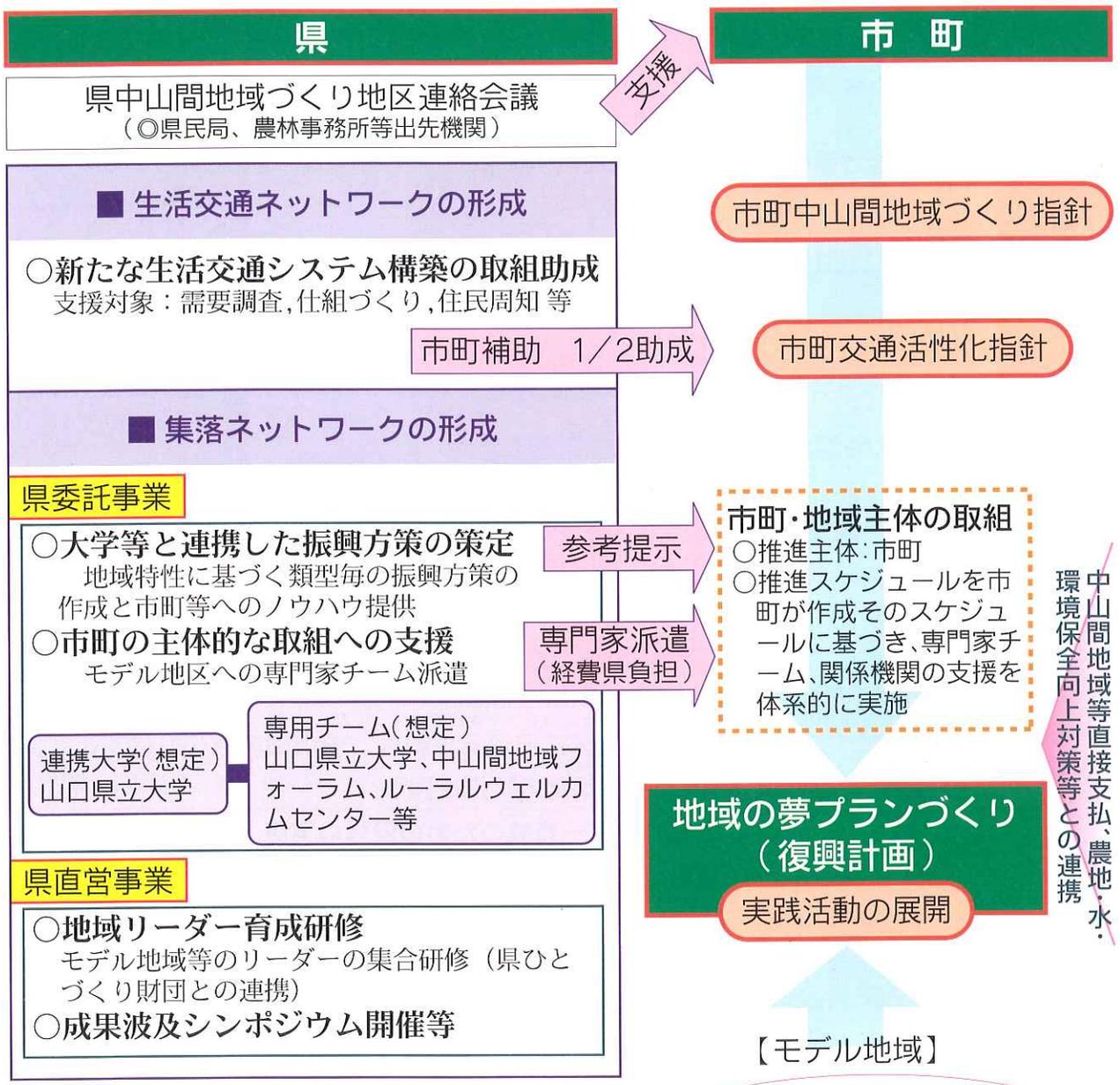
【事業の概要】

区 分	事 業 内 容
集落ネットワークの形成	<p>[事業内容]</p> <p>小規模な高齢化集落が多い地域の振興方策の提示とモデルとなる取組の育成</p> <p>①大学等と連携した振興方策の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性による類型毎の振興方策を策定し、市町等へノウハウ等を提供 <p>②市町の主体的な取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて専門家チームを派遣し、県内のモデルとなる取組を育成 ・モデル地区における取組は、中山間地域等直接支払制度等既往施策との連携を図る。 <p>③地域リーダー育成のための研修の実施</p> <p>④取組成果を県内に波及させるためのシンポジウム等の開催</p> <p>[事業主体] 県 (ただし、①、②は大学等への委託)</p> <p>[予算額] 8,000千円</p>
生活交通ネットワークの形成	<p>新たな生活交通システム構築の取組に対する助成</p> <p>[事業主体] 市 町</p> <p>[対象事業] 需要調査、仕組みづくり、住民周知等</p> <p>[補助率] 1/2</p> <p>[予算額] 10,000千円</p>

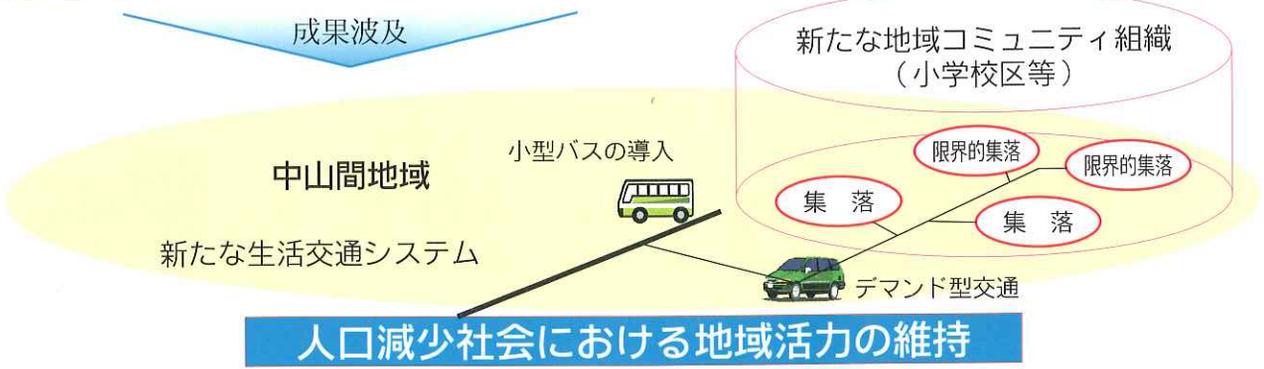
○所管：地域振興部中山間地域づくり推進室

【事業のしくみ】

山口県中山間地域振興条例
山口県中山間地域づくりビジョン



中山間地域等直接支払、農地・水・環境保全向上対策等との連携



4

〈2〉 中山間地域等直接支払交付金事業

中山間地域等における多面的機能の維持・増進を図るため、自立のかつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を行う農業者等に対して交付金を交付する。

現 状

- 中山間地域をめぐる諸情勢は依然として厳しい
- 農業生産活動等の継続に向けた体制整備

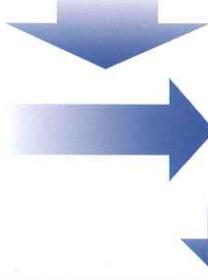
推進方向

- 自律のかつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた取組の推進
- 集落協定間等の連携等の推進等

農業生産条件の不利を補正



条件不利地域の農業者等



集落の話し合いによる共同取組活動



集落の元気のもとですね

協定締結

- ①農業生産活動
- ②活動内容
 - ・多面的機能を増進する活動を5年間継続実施
 - ・自律のかつ継続的な農業生産活動等の体制整備

交付金交付

集落にとどまらず、集落を超える広い範囲の取組が地域全体を元気にしています。

- 集落を超える広い範囲による協定が、県全体の協定に占める割合は、協定数では約14%、関係集落数は約37%と多くなっています。

年度別	複数の集落による協定数								関係集落 (のべ)
	2集落	3集落	4集落	5集落	6~10 集落	11~20 集落	21~ 集落		
平成18年	127	79	25	10	4	5	2	2	395

※平成18年度、県下の集落協定数は914、関係集落は1,081となっています。

〈複数の集落による協定の事例〉

阿東町：生雲地区中山間地域等直接支払運営協議会

協定面積49ha、関係集落23（旧村の範囲となる）、交付金約4,600万円

柳井市：伊陸西部集落協定

協定面積49ha、関係集落4、交付金約5,880万円

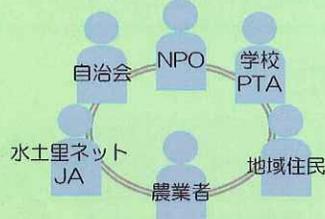
○所管：農林水産部農業経営課

農地・水・環境保全向上対策事業のしくみ

○農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組への支援と、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援します。

共同活動への支援

多様な主体が参画した、



地域共同による効果の高い取組を行う活動組織に対して、支援します。



更に環境にやさしい農業を実施

更に活動をステップアップ

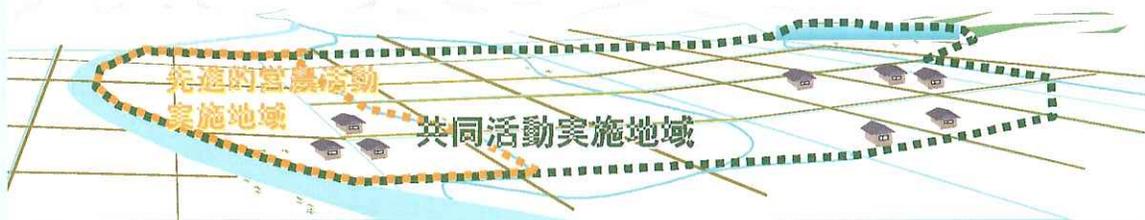
営農活動への支援

- 上記の共同活動に加えて、
- ・地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
 - ・地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組を行った場合、
- 取組農家に配分可能な交付金を交付。



促進費

活動の質をさらにステップアップさせる取組に対し、促進費を交付



財団法人やまぐち県民活動きらめき財団では、個性豊かな地域社会の実現に寄与することを目的に、県民活動団体が行う自主的・主体的な県民活動に対して支援します。

【制度の概要】

(1) 助成対象となる団体

- ・ 県内に事務所を置くNPO法人等県民活動団体
- ・ コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動を行う団体であって、組織の運営に関する規則（会則等）があり、継続的に活動を行っていること、あるいは行う計画であること

(2) 助成事業メニュー（平成19年度実施分について）

① 県民活動スタートアップ助成事業

県民活動団体が新たに取り組む普及啓発、活動の拠点整備、ネットワークの形成、研修及び人材養成などの事業に対して10万円を限度として助成します。

助成率	助成金額	助成期間	助成対象期間	助成件数
10/10以内	10万円以内	1年限り	H19年4月1日から H20年3月31日までの間に実施する事業	20件

※国、県及びこれらの公社等外郭団体からの補助金を受けている事業は対象になりません。
※過去に当財団から助成を受けた以後5年間は同一の団体で助成を申請することはできません。

② 県民活動ジャンプアップ助成事業

県民活動団体が新たに取り組む広域ネットワークの構築、活動に必要な拠点の整備、ネットワークを活用した地域の課題に対する先駆的・実験的な取り組み、当該団体の活動を定着、または規模を拡大するための研修・人材育成等の事業に対して、前年度事業の1/3以内（上限20万円）を3年間継続助成します。

助成率	助成金額	助成期間	助成対象期間	助成件数
10/10以内	20万円以内 (前年度事業費の1/3以内)	3年間継続	H19年4月1日から H20年3月31日までの間に実施する事業	件数は限定しないが 予算300万円の範囲内

※国、県及びこれらの公社等外郭団体からの補助金を受けている事業は対象になりません。

① 県民活動協働推進助成事業

「住みよさ日本一の県づくり」に寄与する県の重点化施策と呼応して実施することにより、相乗効果が期待でき、かつ、広域的な範囲に効果が期待できる事業に対して50万円を限度として助成します。事業は1年以上にわたり継続して行っていることが条件です。

助成率	助成金額	助成期間	助成対象期間	助成件数
10/10以内	50万円以内	1年限り	H19年4月1日から H20年3月31日まで の間に実施する事業	10件

※国、県及びこれらの公社等外郭団体からの補助金を受けている事業は対象になりません。

【平成19年度の山口県の重点化施策】 ※詳しくは山口県のホームページをご覧ください。

① 「暮らしの安心・安全基盤の強化」

(例)：子どもが安心できる地域づくり活動、地域ぐるみでの見守り活動、放課後対策、子どもを犯罪から守る地域での取組、安心できる医療や福祉体制への取組、自主防災組織の普及促進への取組等

② 「次代を担う子どもたちの育成」

(例)：家庭や地域での子育て支援体制への取組、放課後対策、児童生徒の個性や能力に応じた学力向上対策、特別支援教育等の取組、子育て等のために退職した女性の就労支援活動等

③ 「多様なひとが活躍できる基盤づくり」

(例)：若者が活躍できる環境づくりの推進活動、高齢者・退職者が豊かな知識や技能を活かす事のできる取組、生涯現役社会づくりの推進活動、国民文化祭で培われたネットワークを活かした地域における新たな取組、県民総参加型地域づくりの推進活動等

④ 「多彩な交流と新たな活力の創造」

(例)：山口県らしさを活かした観光・交流の取組、中山間地域でのネットワーク機能の維持・形成の取組、農林水産業の担い手確保の取組、地域資源を活かした産業創出の取組等

(3) 助成対象経費

報酬、謝金、報償費、旅費、事務費、委託料など（事務費の中には、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借損料、会議費、雑役務費等が入ります。）

※応募方法等については、財団法人やまぐち県民活動きらめき財団にお問い合わせください。

(TEL:083(924)9090 URL:<http://homepage3.nifty.com/kirameki/>)

4

〈5〉「地域づくりライブラリー（地域づくり支援サイト）」 （ホームページ）について

山口県の中山間地域は、都市近郊から山間の地域に至るまで多様であり、各地域がおかれている状況も様々です。

このため、市町や地域の皆さんが主体となり、地域の実情に即した地域づくりの取組が進むように、地域づくりに関する国・県・各種団体等の支援制度を取りまとめ提供します。

【制度の概要】

1 ホームページの内容

国、県、財団法人等各種団体が行うハード・ソフト事業、融資、地域づくりの活性化に資する県民活動やアドバイザー制度などの支援制度を事業区分別に掲載しています。

〔掲載内容〕

1 事業区分

- ①総合 ②コミュニティ ③担い手育成 ④県民活動 ⑤地域間交流・人材育成
- ⑥環境関連 ⑦スポーツ・レクリエーション ⑧文化教育 ⑨福祉・健康
- ⑩住宅・宅地・下水道・簡易水道 ⑪交通基盤 ⑫情報通信基盤 ⑬観光・交流促進
- ⑭イベント ⑮地域経済の活性化 ⑯起業化 ⑰アドバイザー ⑱その他

2 補助対象団体

3 制度内容

4 補助率、限度額等の財政措置

5 事業主体（所管団体）

6 県担当部・課

7 関連リンク

2 ホームページアドレス

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/chusankan/library/index.html>

3 問合せ先

山口県地域振興部中山間地域づくり推進室

TEL：083-933-2549 FAX：083-933-2559

Email：a123003@pref.yamaguchi.lg.jp

4

〈6〉 地域づくりのアドバイザー制度について（例示）

制 度 名	地域づくりアドバイザー事業
補 助 対 象	市町村、特別区並びに広域行政機構である広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会（ただし、前年度、採択団体は対象外）
制 度 内 容	<p>市町村等が行う自主的主体的な地域づくりに対する支援の一環として市町村等が地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門等を招聘した場合に要する経費について、（財）全国市町村振興協会の協力を得て、助成を行うとともに、市町村等からの要望に応じ、アドバイザーに関する情報提供を行う。</p> <p>具体的には、地域の活性化を推進するため、次のア～オの各分野について行う取組みで、テーマに具体性がある事業とするが、多数の聴講者を対象した地域づくり全般についての講演会等は、原則として除く。</p> <p>ア 地域の総合的な振興に関する分野 イ 地域経済の振興に関する分野 ウ 地域文化の振興に関する分野 エ 情報化対策に関する分野 オ その他</p>
補助率、限度額等の財政措置	<p>支援方法は、市町村等の要望に応じアドバイザー候補者を選定し、これに関する情報提供を行うとともに、アドバイザーの受入れのために市町村等が支出した経費を助成する。</p> <p>1 助成限度額 30万円 2 助成対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝 金：実費分（アドバイザー1人1回につき10万円まで） ・交通費：実費分（日当及びグリーン料金等は助成対象に含まない） ・宿泊費：実費分 <p>※なお、受入れの人数及び回数については、問わない。</p>
事 業 主 体	（財）地域活性化センター
県担当部・課等	地域振興部地域政策課地域企画班 TEL 083-933-2546

その他のアドバイザー制度については、**地域づくりライブラリー(地域づくり支援サイト)**
(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/chusankan/library/index.html>)をご覧ください。

中山間地域づくりの推進
に関する市町・県職員等
研究会について

中山間地域づくりの推進に関する市町・県職員等研究会設置要領

1 設置目的

中山間地域は、人口減少に伴い、ついには集落が減少する地域も生じるなど、これまでの対策では解決することが困難な課題や、市町村合併の進展に伴い、周辺部に位置することとなった中山間地域の活性化を図るといふ、新たな課題にも生じている。

こうした事態に対応するため、県では、総合的な地域づくりを促進するための指針として平成18年3月に「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定した。

今後は、ビジョンの着実な推進を図ることが必要であることから、市町・県職員等による研究会を設置し、中山間地域づくりに関する意見交換や実践方策に関する共同研究を行うことで、より地域の実情に即した取組を進めることを目的とする。

2 名称

この研究会の名称を「中山間地域づくりの推進に関する市町・県職員等研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 検討事項

- (1) 新たな地域コミュニティ組織づくりと住民自治活動の促進について
- (2) 中山間地域づくりの実践的な推進と支援方策について
- (3) その他

4 研究会員

この研究会の会員は、研究会に継続して参加する意志があり中山間地域づくりを担当、または、関心を有する市町、県職員及び関係団体職員により構成する。

5 アドバイザー

この研究会は、必要に応じて学識経験者等からアドバイスを受けることができる。

6 事務局

この研究会の事務は、山口県中山間地域づくり推進室(以下「推進室」という。)において処理する。

7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、推進室が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年5月25日から施行する。

1 平成18年度テーマ

新たな地域コミュニティ組織づくりと住民自治活動の促進

2 スケジュール

(1) 第1回研究会 平成18年6月19日

- 中山間地域づくりの推進に関する市町・県職員研究会設置について
- 講話
「新たな地域コミュニティ組織づくりと住民自治活動の促進について」
明治大学農学部 小田切 徳美 教授
- 県内の取組動向について
- 今後の進め方について

シンポジウム 平成18年7月15日

- 地域コミュニティ組織の実践事例に学ぶ
－基調講演、現地事例の紹介等－

(2) 第2回研究会 平成18年7月31日

- 住民自治活動の促進に向けて行政の役割－広島県安芸高田での現地調査－
・安芸高田市自治振興部自治振興課 小田 忠 課長
・明治大学農学部 小田切 徳美 教授

(3) 第3回研究会 平成18年10月19日

- 講話
「中山間地域の再生に向けて今何をすべきか」
～再生のための基礎となる地域コミュニティづくり～
山口県立大学大学院 健康福祉学研究科 小川 全夫 教授
- 県内市町における地域コミュニティづくりの取組について
・宇部市 地域コミュニティの充実に向けて
宇部市地域コミュニティ推進室 武田 尚文 室長補佐
・岩国市錦町 特定非営利法人ほっとにしき組織設立について
岩国市錦総合支所地域振興課 三浦 成寿 主査兼係長

(4) 「山口県中山間地域づくりビジョン」ガイドブックの検討

平成19年3月12日
明治大学小田切徳美教授、主要市町関係者

(5) 第4回研究会 平成19年3月19日

- 事例紹介 自治振興会を中心としたまちづくり
広島県庄原市地域振興部自治振興課 花田譲二 主任主事
- 「山口県中山間地域づくりビジョン」ガイドブックについて

3 その他

参考文献として 自立と協働によるまちづくり読本を活用
(地域づくり団体全国協議会)

平成18年度中山間地域づくりの推進に関する市町・県職員研究会 名簿

地区名	市町名	所 属	職 名	氏 名
岩 国	岩国市	地域振興課	主 事	村 重 武 志
	〃	錦総合支所地域振興	主 査	三 浦 成 寿
柳 井	柳井市	企画課	主 査	宮 本 太 郎
	上関町	総合企画課		先 浜 政 則
	平生町	経済課		吉 本 敏 行
	〃	企画課	係 長	伊 藤 正 晴
周 南	周南市	企画課	主 任	菅 田 浩 司
	〃	市民活動推進課	主 査	平 富 紀 子
	光 市	企画調整課	事務吏員	秋 山 和 宏
山口・防府	山口市	企画経営課	主 事	平 田 芽 久 美
	〃	農業振興課	副主幹	沖 田 典 之
	阿東町	企画課	事務吏員	尾 崎 一 郎
宇 部	宇部市	総合政策課	係 長	古 林 学
	〃	〃	主 任	吉 武 智 子
	宇部市	地域コミュニティ推進室	課長補佐	武 田 尚 文
	美祢市	企画課	主 幹	福 田 和 司
	〃	〃	主 事	野 尻 悟
	美東町	農林課	課 長	中 村 弥 寿 男
	秋芳町	総務課	事務吏員	三 浦 洋 介
下 関	下関市	企画課	主 任	塚 内 敏 則
	〃	〃	主 事	大 田 隆 司
萩	萩 市	企画課	主 任	恩 村 博 文
	〃	市民活動推進課	係 長	香 川 信 善
	長門市	企画振興課	係 長	藤 永 義 彦
	阿武町	総務課	課長補佐	金 田 浩 祐
〃	民生課	課長補佐	中 野 貴 夫	

県関係課名等	所 属	職 名	氏 名
統計分析課	調査分析班	主 査	田 中 出
岩国県民局		次 長	甲 木 順 二
〃		主 幹	植 野 芳 樹
柳井県民局		次 長	花 岡 信 和
周南県民局		主 幹	和 田 静 生
下関県民局		主 幹	岡 村 和 彦
萩県民局		主 幹	平 岡 源 一
県民生活課	県民活動推進班	主 査	蔵 藤 共 存
やまぐち県民活動支援センター		ス タ ッ プ	清 徳 睦 美
山口県民活動きらめき財団		主 事	山 下 垂 弥 人
農林水産政策課	農林水産企画班	主 査	繁 永 俊 之
〃	農山漁村・むらおこし推進班	主 任	安 良 田 美 恵 子
〃	〃	技 師	城 戸 邦 江
農業経営課	地域農業推進班	主 査	井 上 興
〃	〃	主 任	日 高 明 彦
農業試験場	企画普及部	専 門 研 究 員	遠 藤 祐 子
〃	企画普及部	主 任	野 村 悟 治
技術管理課	企画班	主 査	小 澤 雅 史

中山間地域づくり推進室		室 長	宮 崎 正 人
〃		室 次 長	上 野 清
〃		主 査	田 村 尚 志
〃		主 査	鮎 川 和 文
〃		主 査	坂 田 和 彦
〃		主 査	大 平 勉
〃		主 任	土 屋 佳 彦
〃		主 任	原 裕 美

【参考文献】

本文中に引用記載のある文献を除き、本書作成に関して、以下の文献を参照した。

- 自立と協働によるまちづくり読本
(平成16年2月 地域づくり団体全国協議会(財団法人地域活性化センター内))
- 中山間地域版コミュニティ運営ガイドブック ―自立に向けた20のノウハウ―
(平成17年3月 中国地方中山間地域振興協議会, 島根県中山間地域研究センター)
- 中山間地域版コミュニティ運営ガイドブック ―組織・企業・行政支援15の決め手―
(平成18年3月 中国地方中山間地域振興協議会, 島根県中山間地域研究センター)
- 集落連合 ―”強い”農村コミュニティ形成のために―
(平成16年3月 農林水産省農村振興局、財団法人農村開発企画委員会)
- 市町村合併後の個性ある地域づくりのポイント
(平成17年10月 国土交通省 都市・地方整備局)

発行 平成19年(2007年)4月

編集 山口県

地域振興部中山間地域づくり推進室

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話 083-933-2549

E-mail a123003@pref.yamaguchi.lg.jp
